

PG D - 2
相談支援の変遷と
わたしたちの役割

名古屋市総合リハビリテーションセンター
副センター長 鈴木 智敦



Introduction

なぜ相談支援なのか なぜ体制整備なのか

○簡単に自己紹介をさせていただきながら、この講義の導入をさせていただきます。

○自治体職員のみなさまに、まず、何かからお伝えしたら良いのか.....とても悩みました。

○中には、初めて障害の部署に来られた方、地域の障害のある方と接したことがない方...さまざまな方がいらっしゃる中...

『支援ニーズのある方にとっての、相談支援の大切さ』

『その体制整備や質の向上に携わるみなさんの役割の重要性』

そんな内容が少しでもお伝えできるように。

○それらを含めて、相談支援の変遷とわたしたち(自治体職員や相談支援に携わる人たちが連携・協働する)の役割を一緒に考えていくことができればと思います。

Get into the character(1): さて、いきなりですが、
まずは、みなさん、両目をしっかり閉じて話を聞いてください。

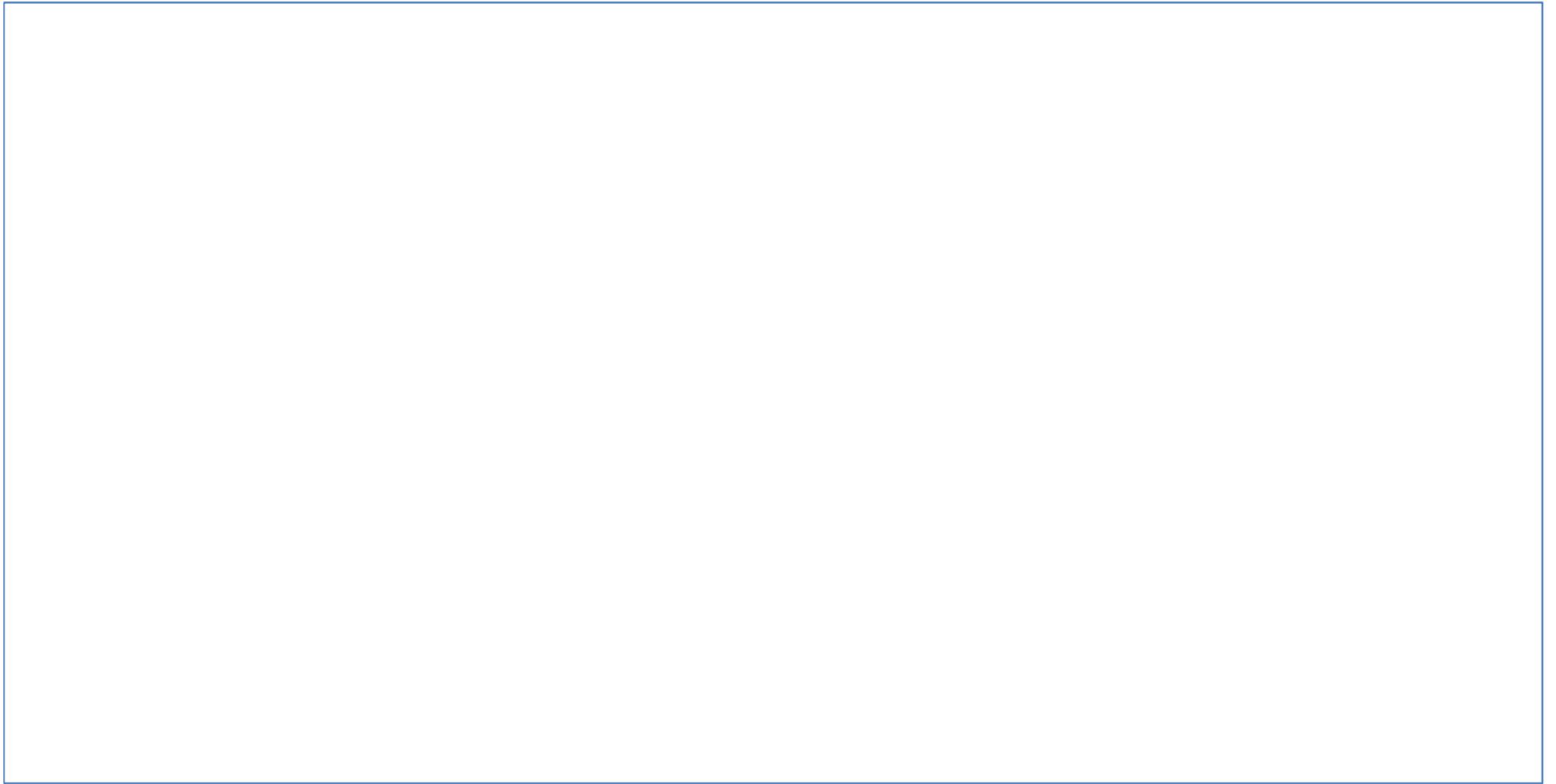
わたしが、この福祉の仕事に就いた、平成元年、初期のころにお会いした方々.....
をイメージして(なりきって)もらいます。

character (1):目が覚めたら、どうも病院のベッドの上、眼をあけようとしてもあきません。触ってみると、包帯が幾重にも巻かれています。痛みも強く、少し思い出してみると、車を運転中に何かにぶつかったような...

- ・少しすると看護師さんが来て、「〇〇さん、聞こえます？...と」
- ・その後、医師から、「〇〇さんは、休みの日に買い物にでかけようとして、運転中に何かを避けようとしたのか、電柱にぶつかってハンドルに強打し、両眼破裂の状態でした。残念ながら、視力の回復は見込めません.....。その他には、障害はいまのところみられません」と。

さて、みなさんそれぞれの立場で、いまの住まい、今の家族構成、いまの仕事を含め、自分のこれからに向けた、対応、将来像、とりあえずを含めたセルフマネジメントを考えてみてください。(どんなプロセス(サービス)を、どこの誰にお願いしますか？、将来のイメージ(半年、1年、2年後)ができますか？、家族や職場や生活は.....?)

セルフマネジメント1 (メモ)



Get into the character (2)

わたしが、施設の職員であったころにお会いした方です.....
イメージして(なりきって)考えてください。

character (2)

あなたは、明け方、トイレで倒れて救急で運ばれました。

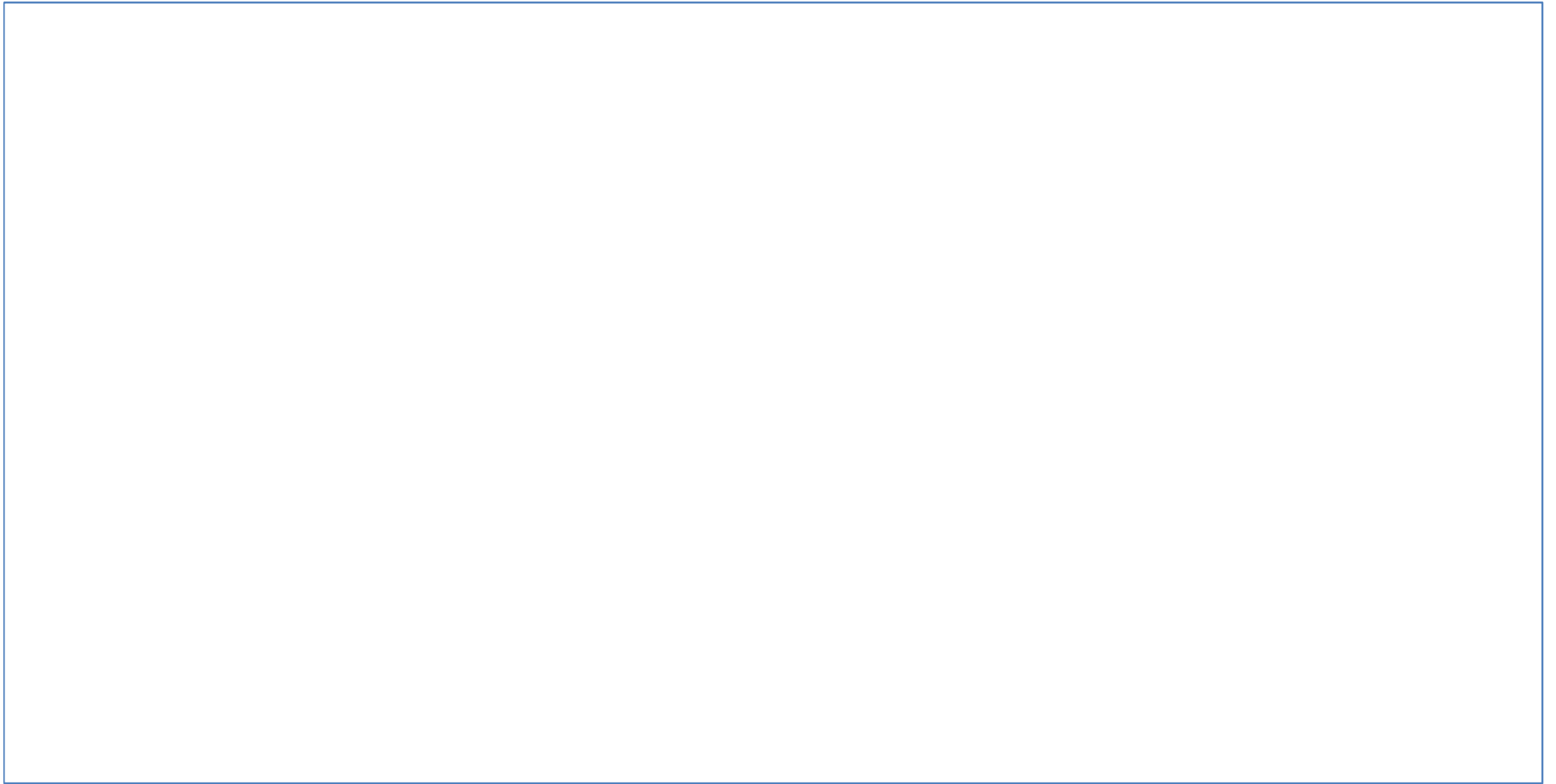
発見まで少し時間があつたこともあり、急性期・回復期の病院でリハビリを受けましたが、重度の右半身麻痺と言語の障害が残り、車いすが必要です。

そろそろ退院と言われています。

さて、みなさんそれぞれの立場で、いまの住まい、今の家族構成、いまの仕事を含め、自分のこれからに向けた、対応、将来像、とりあえずを含めたセルフマネジメントを考えてみてください。

(どんなプロセス(サービス)を、どこの誰にお願いしますか?、将来のイメージ(半年、1年、2年後)ができますか? 家族や職場や生活は.....?)

セルフマネジメント2 (メモ)



色々な障害と個人の思い、ニーズの変化



名古屋リハセン施設



くれよんボックス / ぼっちゃん



コンビニハウス / レスパイト /
写真: 長谷川



喫茶ドリーム



ゆいの会



NPO ゆめじろう



困ったとき、迷ったとき、悩んだとき、どうしたらいいかわからない時、折れた時、打ちひしがれた時...、悲しい時、嬉しい時...

○そんな時

ケアマネジメント、相談支援専門員、総合支援法、サービス等利用計画...、これらを取り回し監督する自治体職員

○少し前までは、

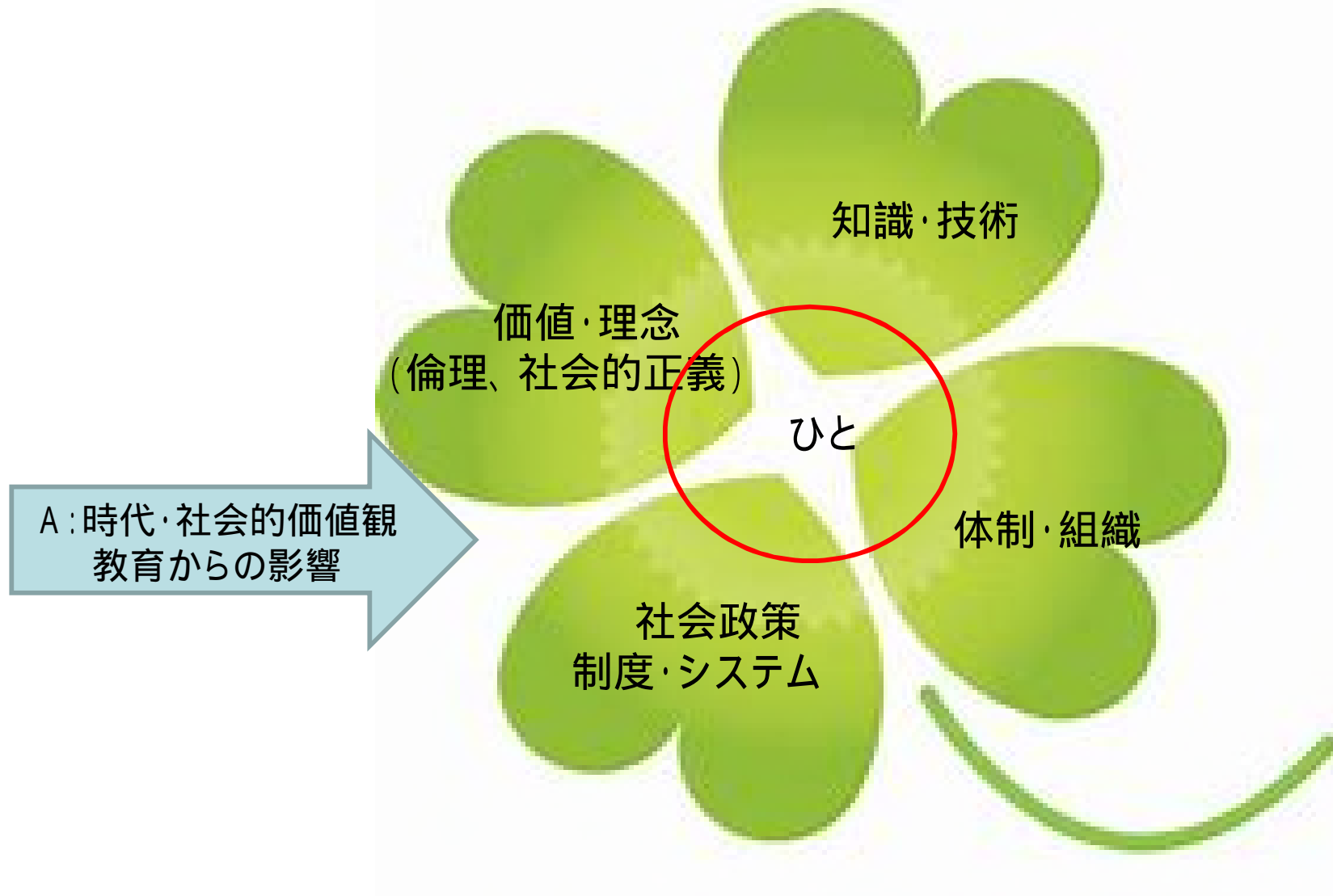
ヘルパーは週2回まで、ボランティアに電話で日が暮れ、ガイドさんは市内で2名1ヵ月先、日中、通う場所はない.....。

○もっと前は...

○でも、いまだに

グループホームが、相談支援が、医療的ケア、虐待.....

「障害児者支援の質」 = 5 + 1の要因



1. 時代背景と相談支援の変遷

(1) 時代背景 (風景 / scenery)

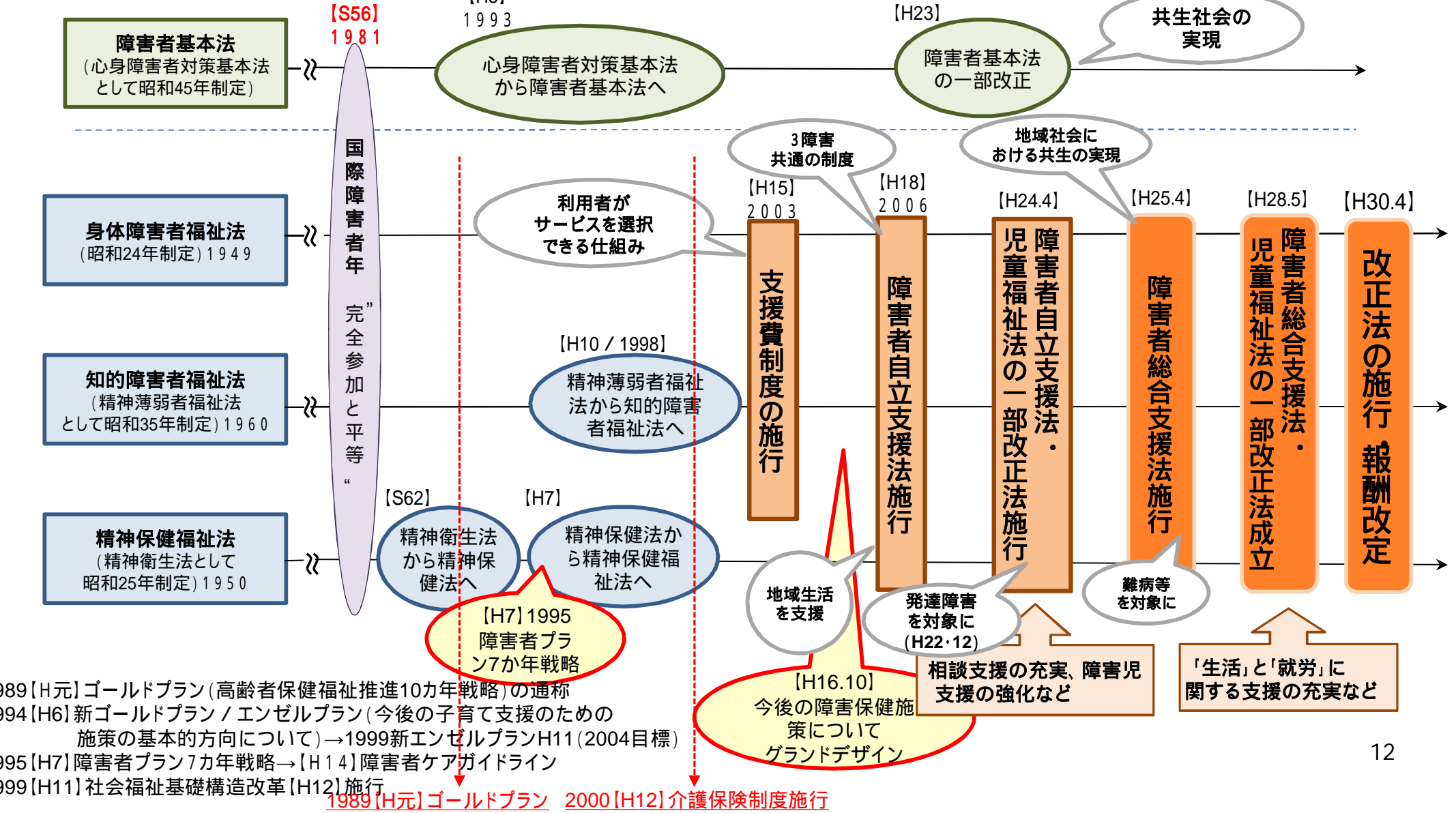
障害保健福祉施策の歴史

みなさんが生まれた年、働き始めた年あたりに、○をつけてみてください。



第36回大分国際車いすマラソン大会
初回は1981年世界初の単独車いすマラソン

「ノーマライゼーション(※)」理念の浸透
※ 障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え



	年 代	内 容	備考(障害)
	~ 1981年(S56)	国際障害者者年以前	
	~ 1989年(H1)	ゴールドプラン	1995(H7) 障害者プラン7か年戦略 1996(H8) ケアガイドライン試行事業 1998(H10) 介護等支援専門員指導者養成(現在の研修の元)
	~ 2000年(H12)	介護保険法開始	2002(H14) 障害者ケアガイドライン
	~ 2006年(H18)	措置から契約、自立支援法へ	2003(H15) 支援費制度 2004(H16) グランドデザイン 2005(H17) 抗議行動
	~ 2012年(H24)	一部改正	2006(H18) 自立支援法 2010(H22) 違憲訴訟と基本合意
	2013(H25) ~	総合支援法	2013(H25) サービス等利用計画 差別解消法・雇用機会均等法

ひと昔前はこんな出来事がまだまだありました1

(寄り道)

国際障害者年 以前

出典:立命館大学 生存学研究センター 青い芝の会・大阪青い芝の会 記録抜粋 <http://www.arsvi.com/o/a01.htm>

1967年8月7日:生まれてから**27年間、心身障害で寝たきりの息子を父親が絞殺し心中を図った事件**があった(心身障者安楽死事件)。一命を取り留めた父親は妻(被害者の母親)と共に自首した。メディアでは、障害者施設が無いゆえの悲劇として同情的に報じられ、身障児を持つ親の会、全国重症心身障害児を守る会などが**減刑嘆願運動**を行った。その結果、父親は心神喪失を理由に**無罪**となった。そして社会的には、障害者施設の建設による、介護者の負担軽減が必要な事件と受け止められた。

しかし、**全国青い芝の会**にとっては、全く違う問題意識があった。介護疲れなどを理由に心神喪失が認められるのならば、**障害者にとって生存権の危機**であり、自分たちが介護者などに**殺されても、当然**であるかのように受け止められかねないと危惧したのである。こうして、自分たちは、健全者には「本来生まれるべきではない人間」「本来、あってはならない存在」と見られていると認識し、そうした**健全者社会に対して「強烈な自己主張」**を行うこととなった。

1970年5月29日:神奈川県横浜市で**母親が介護を苦にして、脳性麻痺者の我が子を絞殺した事件**があった。この事件でも母親に同情的な立場から、**減刑や無罪放免運動**が起こった。そこで**全国青い芝の会**は、**罪は罪として裁くよう厳正な裁判を要求**した。この活動から、全国青い芝の会が注目されるようになった。結果として、**母親は有罪**となったが、懲役2年の求刑に対し執行猶予3年と、殺人事件としては**非常に軽い量刑**であった。その活動は問題提起を重視しており、対案を要求されると、まず**「われわれの問題提起を人々ががっちり受け止め」る必要があると主張**した。その上で、障害者施設は必要悪であり、その弊害をいかにカバーするかという問題を考えなくてはならないとした。

1972年:全国青い芝の会の活動取材したドキュメンタリー映画「さようならCP」(原一男監督)が制作された。これと前後して、重度の精神・身体障害を持つ胎児の中絶を合法化する内容の**優生保護法(現:母体保護法)改正案反対運動**なども行った。

ひと昔前はこんな出来事がまだまだありました2

(寄り道)

1973年05: 優生保護法改訂案国会に上程、抗議行動により廃案に追い込む。

1973年08: 兵庫県における**障害者去勢手術事件への抗議**(5日間座り込み)

「兵庫のある施設で、33才のCP者の男性が、同じ施設内の女性との結婚を申し出たが、施設からは重度であるからだめであると言われ、園長や医師によって去勢手術をさせられた」という新聞報道(73年夏)がされ、兵庫青い芝の会は指導行政の県民生部と交渉をもち、部長の謝罪文を勝ち取った。

しかし、そのCP男性は施設に行くことを強要され、宝塚の**山奥の施設**(希望の家)で人間として、生きることを奪われた。

1974年02: 兵庫県衛生部の**「不幸な子供を産まない運動」への抗議**。

1975年0428: 京都青い芝の会準備委員会による京都理容組合への抗議

3月23日に理容店をしている**兄が寝たきりの脳性マヒの弟を殺した事件**で、その兄を弁護する運動(良い弁護士をつけるためのカンパや、署名活動)が京都理容組合によって行われていたことに対する抗議。

1977年4月: **川崎バス闘争** 乗車拒否に抗議して車イス障害者百名バスを占拠、35台が運休。

1981年(S56): 国際障害者年、1986年八王子ヒューマンケア協会発足

出典: 立命館大学 生存学研究センター 青い芝の会・大阪青い芝の会 記録
抜粋 <http://www.arsvi.com/o/a01.htm>

糸賀一雄：1914～1968(54)

近江学園の三原則：

「**不断の研究**」、「**四六時中勤務**」、「**耐乏の生活**」

当時の課題：自立援助と保護の矛盾、児童福祉施設の年齢超過、知的障害の多様性への対応

教育とは「**共に生活するだけである**」。

すぐれた人材・後継者の養成。 **びわこ学園1962**

「この子らを世の光に」思想(理念)の三つの構成要素
この子らが生活主体者(自己実現の主体)であること、
潜在的可能性を持ったこの子たちをさらにみがきあげ、
人格発達の権利を徹底的にしようと実践すること、
全体社会(社会体制)はそうしたことを認め合い、実現できるものでなければ
ならないこと。→**今日的な「自立支援」と重なり合うもの。**

「**発達保障**」：社会自体が発達を支え、保障していく姿にならなければならない。

- ・「**発達**は縦軸の貧しい発達でなく、いわば横軸の、つまりあらゆる発達段階のなかに、無限にひろがっていく未知の発達の可能性を秘めたものとして理解される。」
- ・「**縦軸**の発達ではほとんど絶望的であっても、**横軸**の発達は無限といってもよい。この横軸の充実が上への発達を促すのである。どんなにひまがかかっても、この道行きそのものは、万人共通のものである。無限な横軸の充実、そこにその子どもの人生の充実が期待される。」
- ・「**人間の価値**はこの縦軸の比較の世界で相対的に評価されるばかりでなく、横軸への無限の挑戦中に見られる絶対的な価値の基準をもっていることに気づかされるのである。」
- ・一言でいえば、「この横の広がりとは何かといえ、かけがえのないその人の個性です。」

(京極高宣著 障害福祉の父 糸賀一雄の思想と生涯)



ケースマネジメント(ケアマネジメント)の歴史

仲介型ケースマネジメント コーディネート・パッケージ
集中型ケースマネジメント 重症者、医療包括、訪問24時間
(ICM: Intensive Case Management)
包括型地域生活支援プログラム 集中の発展系1980年代
(ACT: Assertive Community Treatment)

アメリカ合衆国

1960年代: **ケネディ教書(1963)**

脱施設化、知的障害

精神医療、長期入院解消、

大都市のホームレス増

1970年代: 退院後の地域生活支援
(ケースマネジメント)

1981年: **国際障害者年**

ケアマネジメント
ケアプログラミングアプローチ(CPA)

イギリス

1974年: ケント大学PSSRU方式
(Personal Social Service Research Unit)

1990年: **国民保健サービス**

& コミュニティケア法

(National Health Service
and Community Care Act)

保健福祉医療の一体的改訂

2003年: **ダイレクト・ペイメントの新たな規則**
パーソナル・アシスタント
選択とコントロール

日本 H12(2000)年 介護保険法
H15(2003)年 支援費制度
H18(2006)年 障害者自立支援法
H25(2013)年 総合支援法

1990年: 福祉8法改正

1993年: 障害者基本法

1994年: 新たな高齢者介護システムの構築を目指して

1995年: 障害者プラン

2002年: 障害者ケアガイドライン

アメリカ

1963年の「**精神病及び精神薄弱に関する大統領教書**」。

入院中心主義への批判と地域でのケアを提唱。

これに基づき脱施設化政策が行われたが、地域ケアの準備不足などにより多くのホームレスを生む結果となった」。

当初のケースマネジメントは、地域との連携や国家・地方の予算管理の機能不全で利用者ニーズに適切に提供されることが少なかった。

ケースマネジメントを利用した地域支援プログラムを発展させた。

制度・政策レベルのマクロレベルからの議論

マネジドケア：保険会社の保健医療サービスの申請システム

ケースマネジャーは人々の保健医療サービスの選択や利用を管理しできるだけ低コストでケアをパッケージして提供

しかし、目先の費用抑制をする民間保険会社の利益が優先され、入院治療費の抑制は外来診療が増大、全体削減につながらず。

←近年、アウトリーチによる利用者の早期発見(ケースマネジャーに求める)、危機的状況を未然に防ぐ。方向転換。

米国の脱施設化・ケースマネジメント 発展の歴史(1)

年代	内容
1950年代	州立精神病院の脱施設化運動
1963年	ケネディ教書 (精神病及び精神薄弱に関する大統領教書)
1960年代	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健センターやハーフウェイハウスなどの地域精神保健プログラムが急速に成長する。 ・脱施設化が進行する。
1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス問題などで、重い精神障害者に対する継続ケア・包括的サービス提供の必要性が高まる
70年代後半	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サポートシステム実験プロジェクト(国立精神保健研究所)で、サービス統合のあり方を実践し検証する。 <u>ケアマネジメントの有用性が実証される。</u>
1980年前後	<ul style="list-style-type: none"> ・「ケアマネジメント」の概念化・基本原理・基本機能などが整理される

米国の脱施設化・ケースマネジメント 発展の歴史(2)

年 代	内 容
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・1984年までに36州に精神保健サービスにケアマネジメントを位置づけ ・<u>集中型・包括型ケアマネジメントモデル</u>の必要性・有効性があきらかになる。
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・州立精神病院の病棟閉鎖が進む ・重症精神障害者に対する集中型・包括型ケアマネジメントシステムの整備が州レベルで行われる。
1998年	<ul style="list-style-type: none"> ・米国家族会連合会(NAMI)がACTマニュアルを出版し普及活動を強化する。
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦厚生省の「<u>事実に基づく実践(EBP)</u>」国家プロジェクトの中心にACTが位置づけられる。 ・全国で実施するACTの標準モデルの検討が進む。

(日本 H12(2000)年 介護保険法)

ノーマライゼーションの定義

参考

<p>バンク・ミケルセンの定義 (デンマーク1950年代)</p>	<p>障害がある人たちに、障害のない人たちと同じ生活条件をつくりだすこと。 「ノーマライズ」は、障害がある人を「ノーマルにする」ことではなく、障害がある人たちの生活の条件をノーマルにすることである。ノーマルな生活条件とは、<u>その国の人びとが生活している通常的生活条件</u>をいう。</p>
<p>ニリエの定義 (スウェーデン1960年代)</p>	<p>知的障害者やその他の障害をもつすべての人が、彼らがいる地域社会や文化のなかでごく普通の生活環境や生活手法にできる限り近い、もしくはまったく同じ生活形態や毎日の生活状況を得られるように、権利を行使するということ。</p>
<p>ヴォルフェンスベルガーの定義 (アメリカ1970年代)</p>	<p>可能な限り文化的で通常である身体的な行動や特徴を維持したり、確立するために、可能な限り文化的に通常となっている手段を利用すること。</p>

井上善行 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究所
介護福祉士養成テキスト第5巻 障害の理解 法律文化社2016

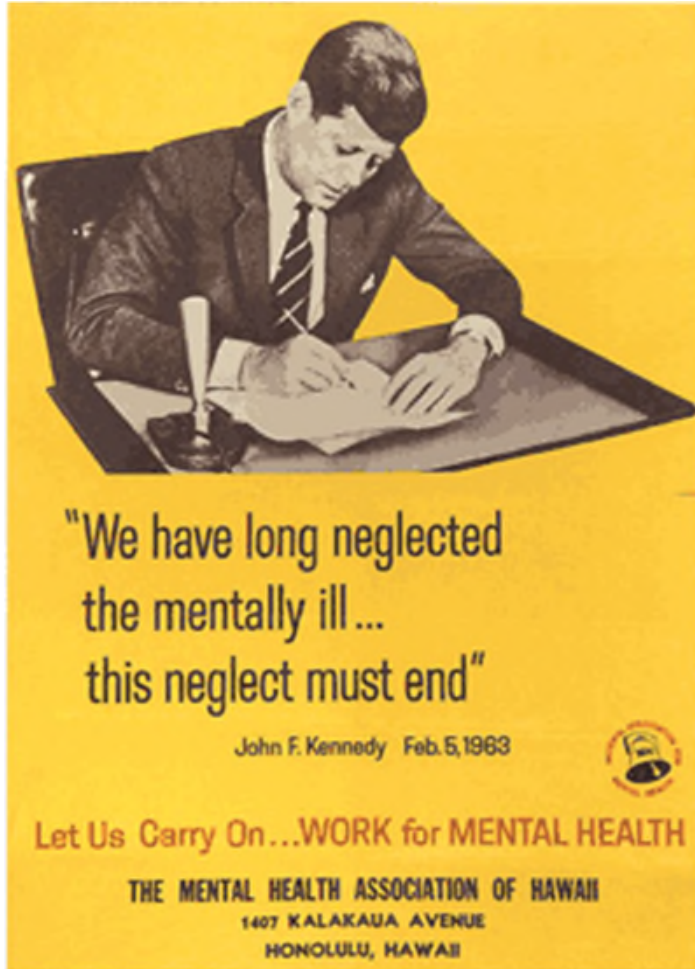
1960年代: インテグレーション→ソーシャルインクルージョン

1970年代: アメリカ自立生活運動(IL運動)

1981国際障害者年 / 1980年WHOの国際障害分類ICIDH→2000年国際生活機能分類ICF²¹

精神病・精神薄弱に関するケネディ大統領教書
(Message from the President of the United States
relative to Mental Illness and Mental Retardation)

Assassination of John F. Kennedy
1963.11.22



当時のケネディ大統領の教書の一部をいれた、ハワイの精神保健
ポスター (1963年) (精神科医療史研究会所蔵)

1963年2月5日 ジョン・F・ケネディ



(2) (障害者) 相談支援の変遷

障害者への相談支援の経緯

1989【H元】ゴールドプラン

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

1995(H7.12)

「**障害者プラン**
～ノーマライゼーション7カ年戦略～」

(H8～H14)

<総合的な支援体制の整備 - 5)>
「身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口30万人当たり2ヶ所ずつを目標として設置する」

平成15年 障害者支援費支給制度開始

措置から契約へ

相談支援事業一般財源化

国の補助事業から市町事業へ

H 8 ケアガイドライン試行事業
H 9 障害別ケアガイドライン指導者養成
研修カリキュラム作成
H10～指導者養成研修開始、
都道府県研修
H14 **障害者ケアガイドライン**
(ケアマネジメントの重要性)

平成18年 障害者自立支援法施行

障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
サービス利用計画（作成費） 一部重度の障害者等のみ
相談支援専門員の創設

平成23年8月障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言

（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

平成24年 障害者自立支援法改正 総合支援法へ

相談支援体系の見直し

特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援の創設

サービス等利用計画 障害福祉サービスを利用するすべての障害児者

日本における障害者ケアマネジメントの経緯

1995(H7): 「障害者に係る介護サービス等の提供の方法及び評価に関する検討会」
→中間報告「身体障害者ケアガイドライン(案)」

1996(H8): 各3部会の取り組み(身体・精神・精神)
市町村障害者生活支援事業・精神障害者地域生活支援事業
・障害児(者)地域療育等支援事業
身体障害者部会・身体障害者ケアガイドライン試行事業(5カ所)
(栃木県大田原市、埼玉県北本市、東京都立川市、横浜市、名古屋市)

1997(H9): 身体障害者ケアサービス体制整備支援モデル事業を予算化。
企画課に身体障害者介護等サービス体制整備検討委員会設置。
試行事業報告、指導者養成プログラム検討

1998(H10): 「身体障害者介護等支援サービス指針」
第1回身体障害者介護等支援専門員養成指導者研修会開催

1999(H11): 第2回横浜。「障害者ケアマネジメント実施マニュアル
(身体障害者編)」発刊。38都道府県・市で試行事業実施。

2002(H14): 「障害者ケアガイドライン」

国の相談支援従事者研修の変遷

1998年

年度	国の相談支援従事者指導者養成研修の研修名	備 考
H 1 0	介護等支援専門員養成指導者研修会	研修実施場所：身体(名古屋)、知的(三重)、精神(栃木)
H 1 1	ケアマネジャー養成指導者研修会	身体・知的(横浜)
H 1 2	障害者ケアマネジメント養成指導者研修会	身体・知的(名古屋) (介護保険制度開始)
H 1 3	障害者ケアマネジメント養成指導者研修会	
H 1 4	障害者ケアマネジメント養成指導者研修会	
H 1 5	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修会	支援費制度、上級研修開始、3障害地域生活支援事業等一般財源化
H 1 6	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修会	演習：3障害合同、上級研修実施
H 1 7	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修会	指導者研修・上級研修一体化
H 1 8	相談支援従事者指導者養成研修会	自立支援法施行、現任研修開始
H 1 9	相談支援従事者指導者養成研修会	
H 2 0	相談支援従事者指導者養成研修会	

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- ・ 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- ・ 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)
従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
→ 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
→ 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

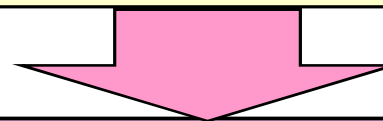
【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)(障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 * 記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡(抜粋)

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせ利用することが、選択肢の拡大につながる事
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること



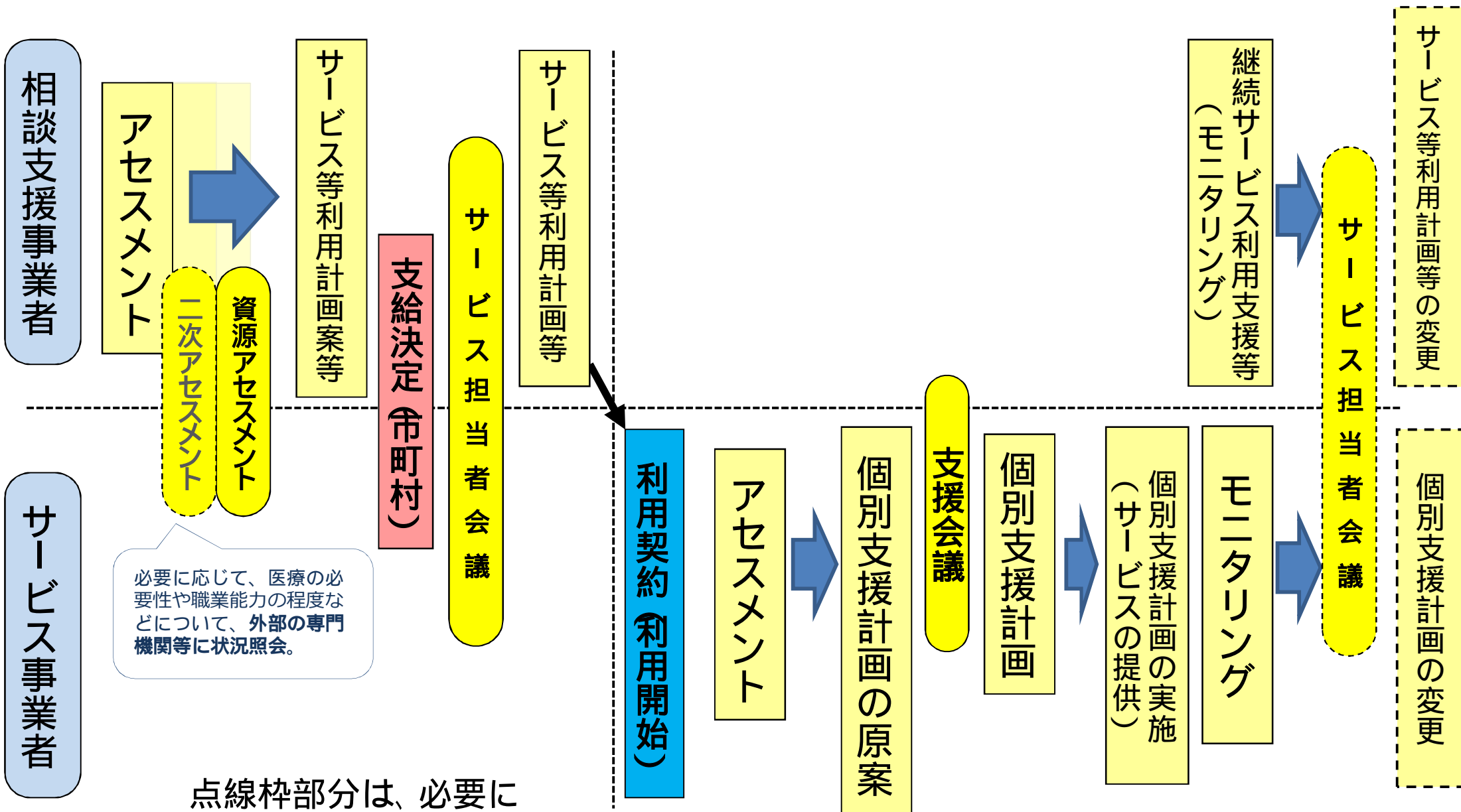
サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係

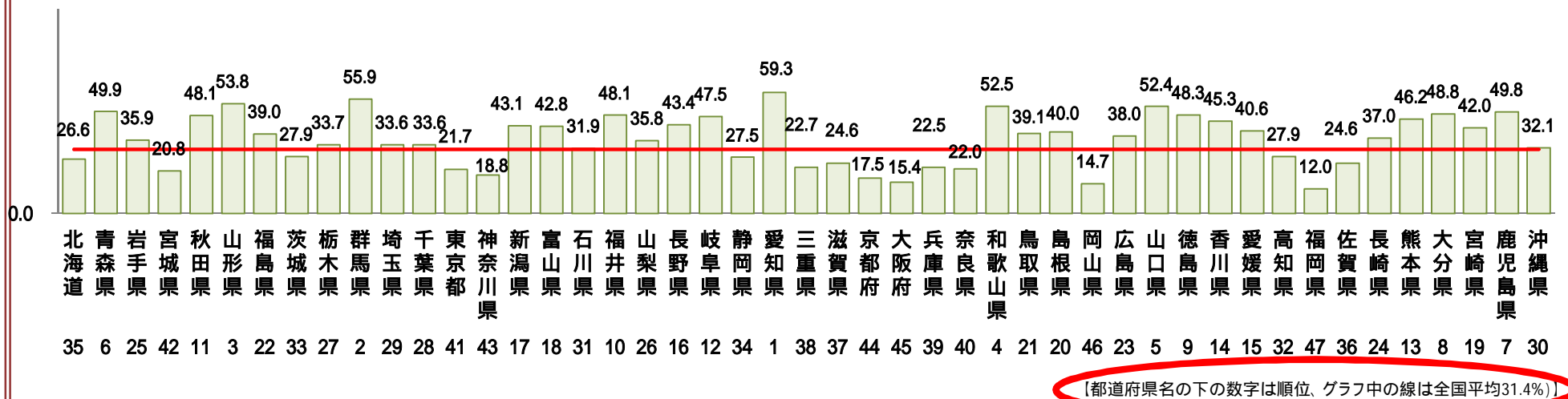


必要に応じて、医療の必要性や職業能力の程度などについて、外部の専門機関等に状況照会。

点線枠部分は、必要により実施

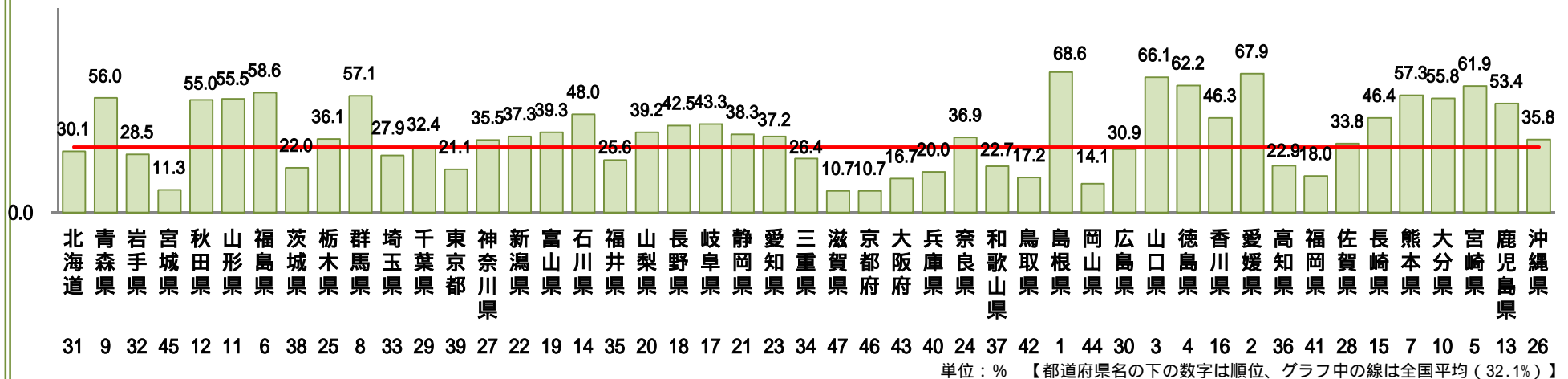
計画相談支援・障害児相談支援都道府県別進捗率（H26年3月末現在）

障害者総合支援法分



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画等を作成しているものの割合

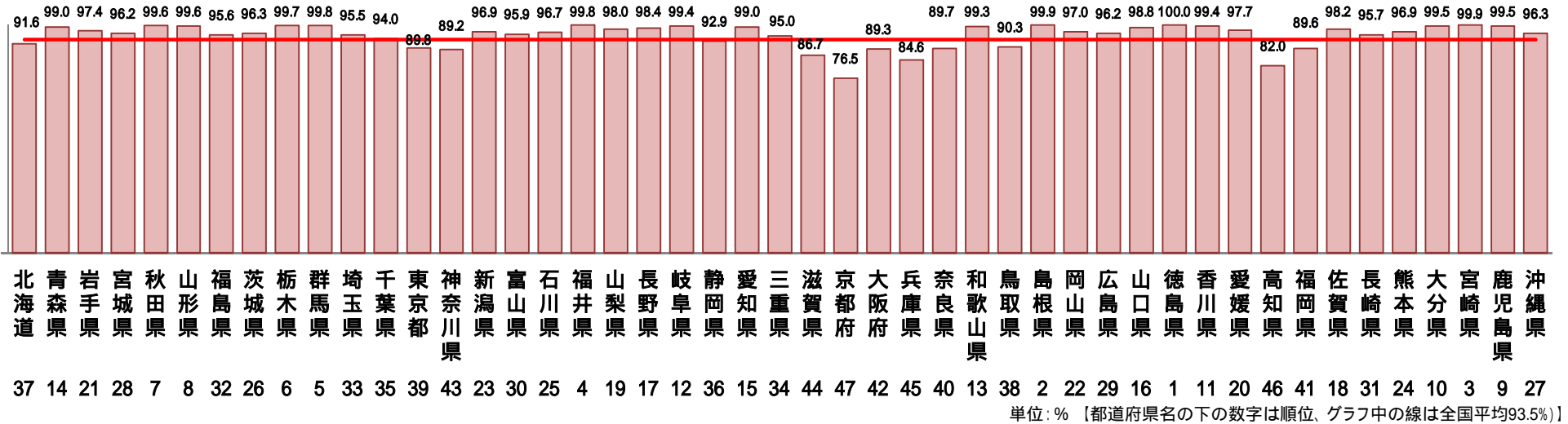
児童福祉法分



↑ 同月の障害児通所支援利用者のうち既にサービス等利用計画等を作成しているものの割合

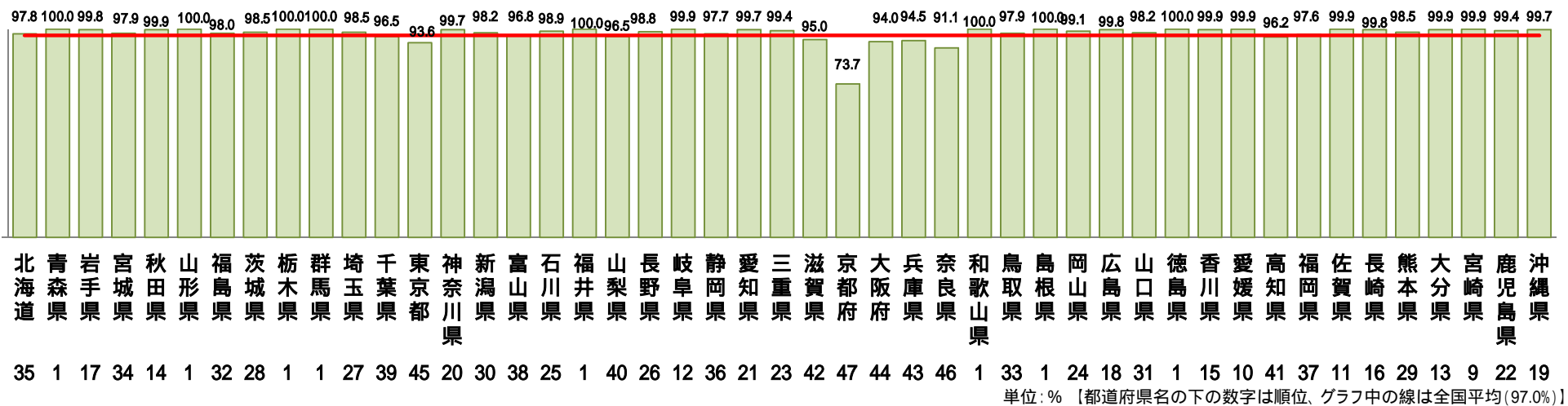
計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）

都道府県別 計画相談支援実績（H28.3：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

都道府県別 障害児相談支援実績（H28.3：厚生労働省調べ）

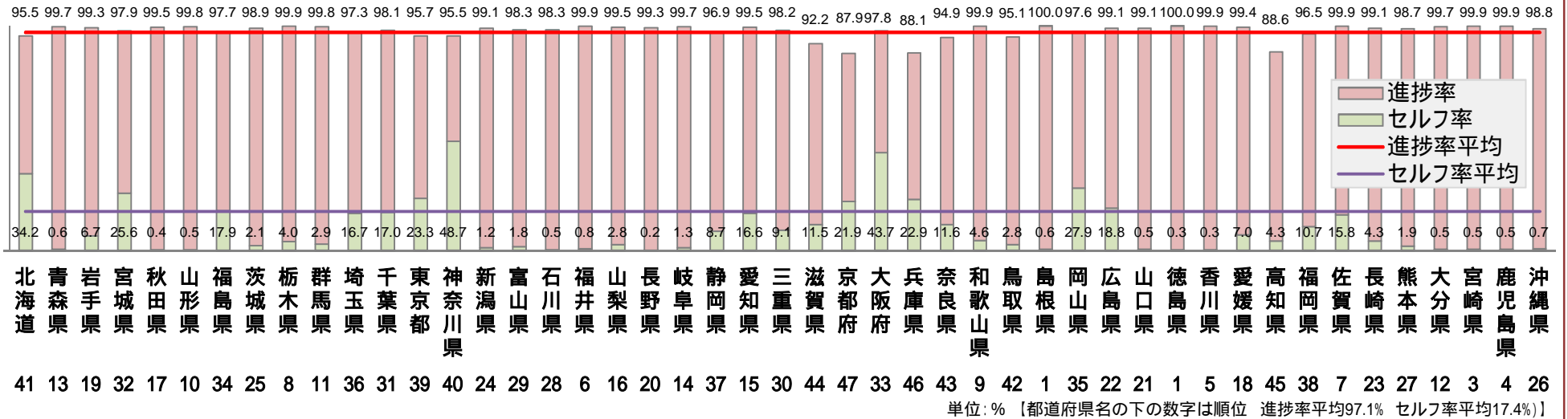


↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）

計画作成状況：
97.1%
セルフプラン：17.4%

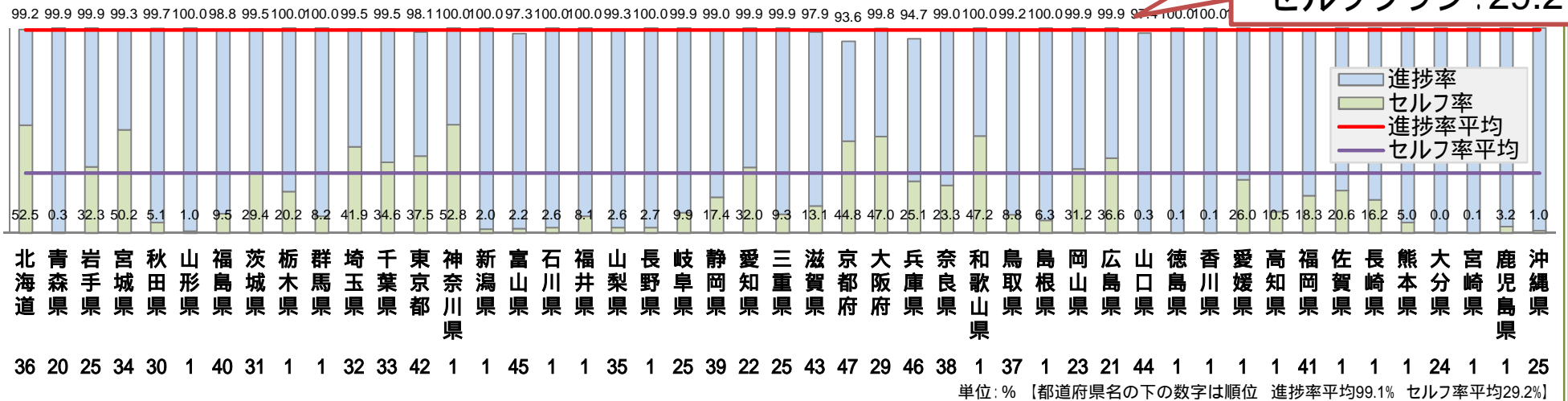
都道府県別 計画相談支援実績（H28.12：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

都道府県別 障害児相談支援実績（H28.12：厚生労働省調べ）

計画作成状況：
99.1%
セルフプラン：29.2%

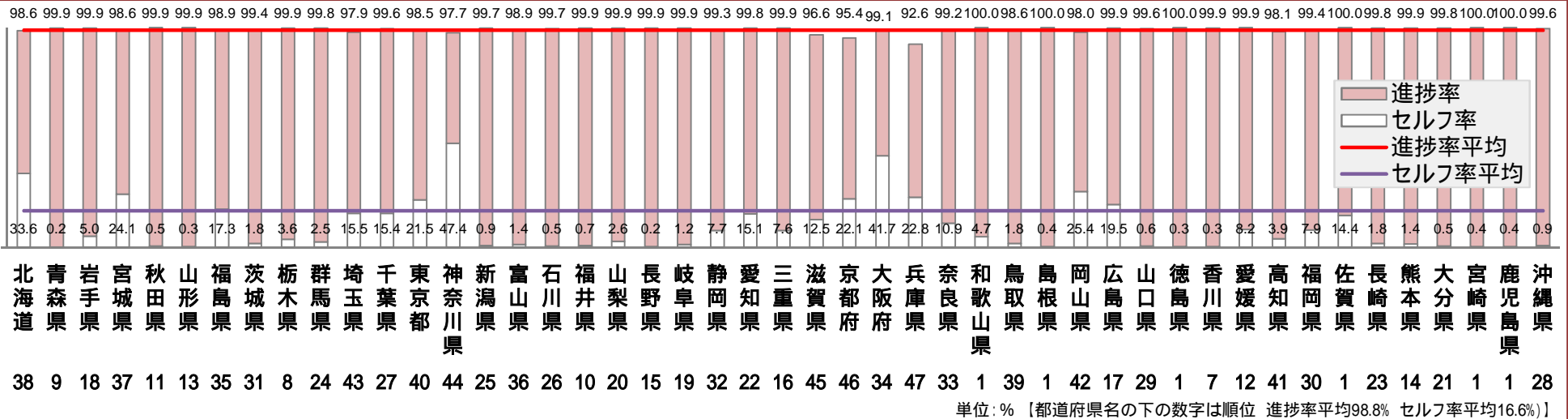


↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援 関連データ (都道府県別：実績)

計画作成状況：
98.8%
セルフプラン：16.6%

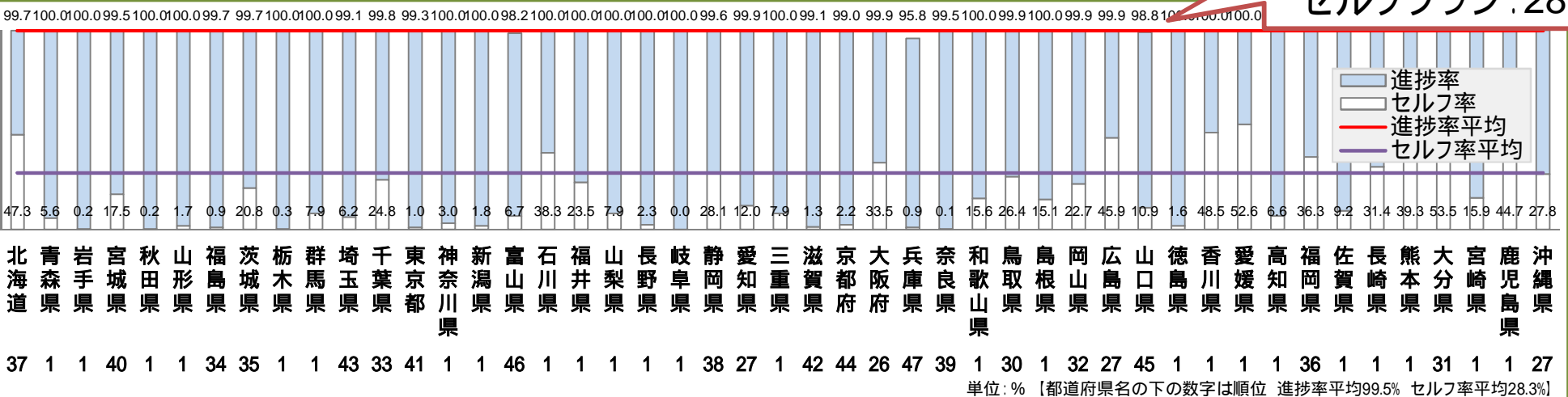
都道府県別 計画相談支援実績 (H29.12：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

計画作成状況：
99.5%
セルフプラン：28.3%

都道府県別 障害児相談支援実績 (H29.12：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

2. 地域の体制づくり 相談支援の仕組みと推進



とつくものが、今回の厚労資料からの再掲
(新しい資料類)

ここから先、各都道府県・市町村において 機能しているか、活性化しているか、が重要

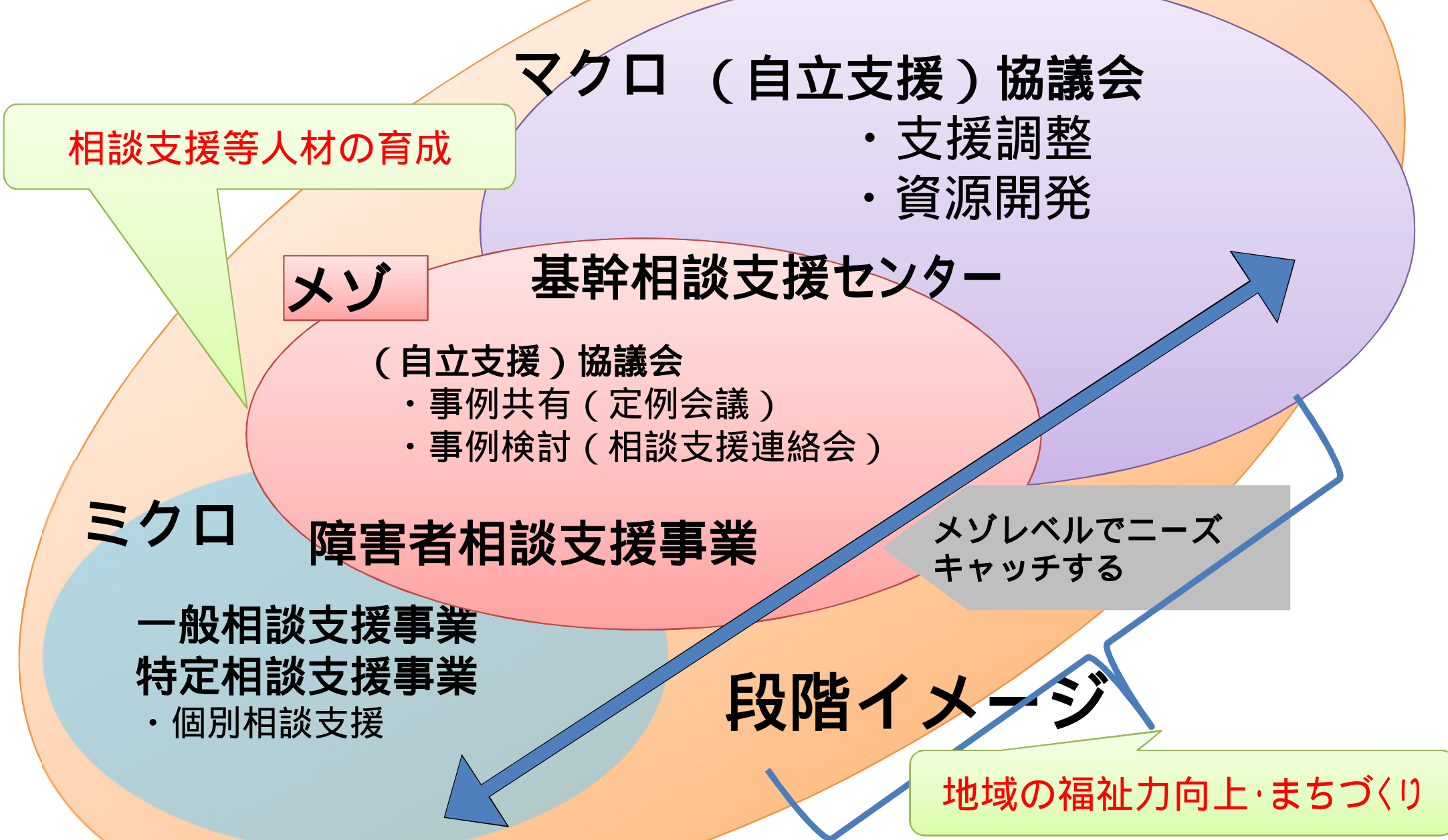
【都道府県・圏域・市町村・協議会・基幹等...】

- 人材を育成し(研修やOJT等)
- 地域の(相談支援)体制をつくり
- 前に向かって進み続けるしかけや、しくみをつくる

これらへの働きかけ(コントロール)こそが、
わたしたち(自治体職員、相談支援専門員等)の役割

(1) 地域の相談支援体制

個別支援から協議会へ 市町村又は（圏域）

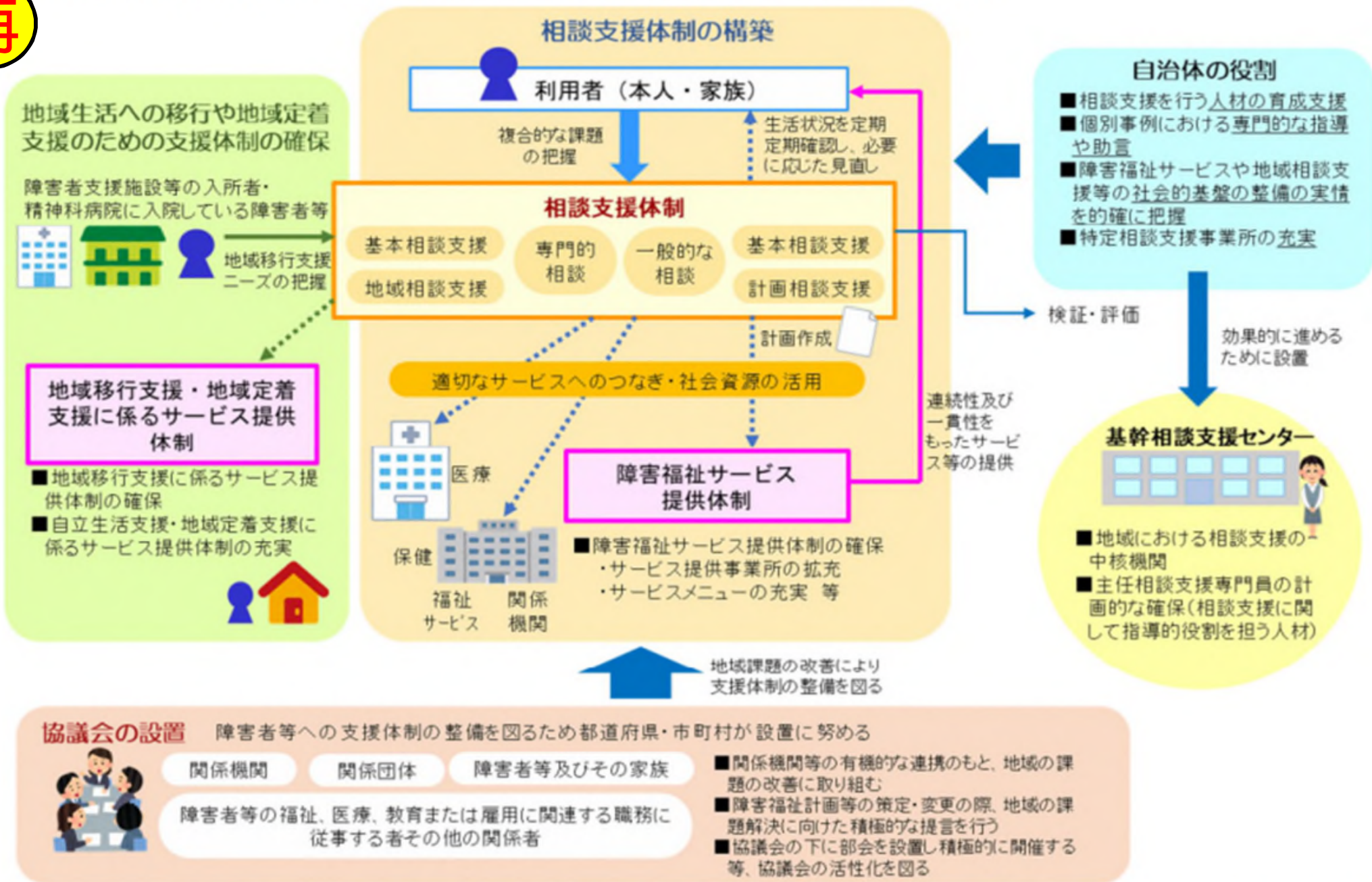


相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 <p>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</p>	<p>(相談支援事業実態調査)</p> <p>■ 1,741市町村中 687市町村(H31.4) 39% 778市町村(R2.4) 45% 873市町村(R3.4) 50%</p> <p>※箇所数は1,100ヶ所(R3.4)</p>
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<p>■ 全部又は一部を委託 1,576市町村(91%)</p> <p>■ 単独市町村で実施 1,042市町村(60%)</p> <p>※R3.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 11,050ヶ所(R3.4) 25,067人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,157ヶ所(20%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>■ 3,377ヶ所(H31.4) 3,551ヶ所(R2.4) 3,543ヶ所(R3.4)</p>

- 相談支援専門員が、地域の障害者のニーズや困りごとを解決しようとする。
- 基幹相談支援センターが、相談支援専門員や地域の困りごとを支援する。
- (自立支援)協議会が、様々な必要な部会の中で、地域全体についてを考える。
- 自治体職員も、地域の実情を十分把握し、事業者・関係機関と一緒に地域課題に取り組む。
- 地域を動かすのは、連携と協働。

相談支援の確保に関する基本的な考え方と相談支援体制の全体像

再



質問です (1)

Q1:皆さんの都道府県の各市町村での、セルフプラン率は？

Q2:最近、増えた市町村はないですか？

Q3:相談支援専門員が不足している市町村はありますか？

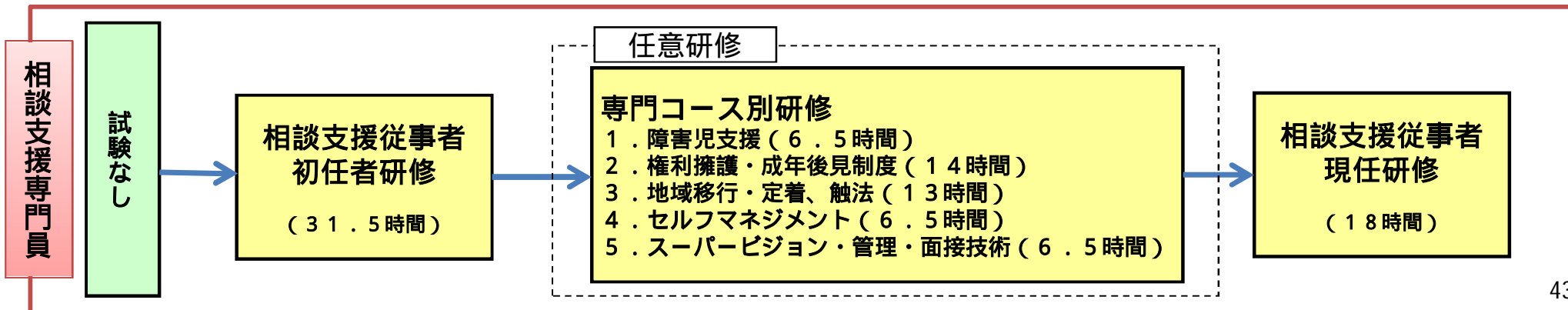
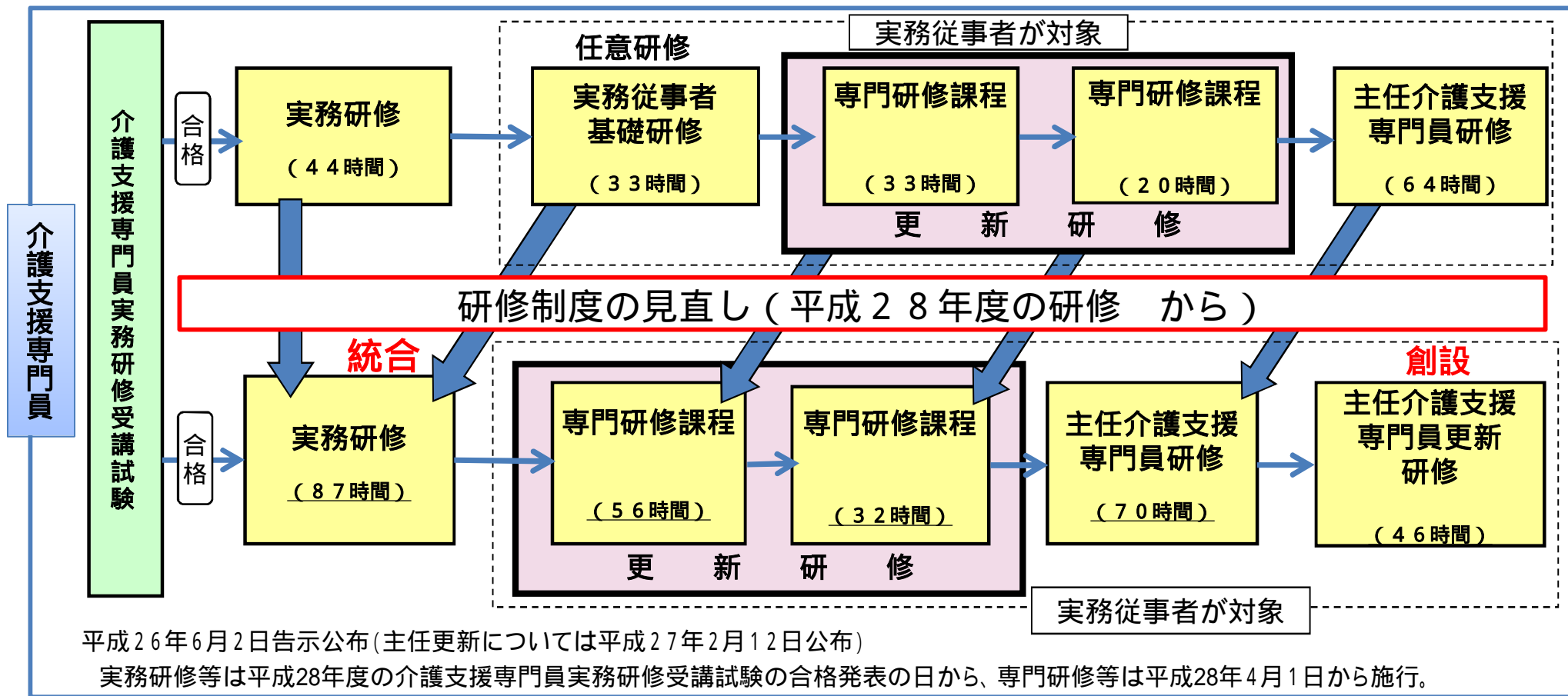
Q4:モニタリング頻度の平均、地域格差はいかがですか？

Q5:各市町村の相談支援体制はいかがですか？

(その市町村格差はなぜ??)←どうしていったらいいのだろう？

(2) ひとづくり / 人材育成としての研修とその提供体制

介護支援専門員と相談支援専門員の研修制度の比較



現行のカリキュラムに関する問題意識!!

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金

相談支援従事者研修に関する研究

< 目標 >

障害者総合支援法の見直し事項への対応や、重層的な相談支援従事者体制の構築、サービス等利用計画等の質の向上や効果的なサービス利用の適正化等に資するため、これまでの国の指導者養成研修や都道府県の養成研修の実態を踏まえ、主任相談支援専門員(仮称)の創設を含めた相談支援従事者のキャリアパスを作成しそれぞれの段階における機能・役割等を整理すると共に、

質の高い相談支援専門員が養成されるように、相談支援従事者初任者研修・現任研修のカリキュラムの見直しを含め、全国研修ができるようなカリキュラム、シラバス、プログラム、教材を作成する。

< 求められる成果 >

- ・相談支援従事者の重層化(相談支援専門員のキャリアパス)
- ・相談支援従事者初任者研修、現任研修のカリキュラム等の見直し
- ・主任相談支援専門員研修のカリキュラム、シラバスの作成
- ・各研修におけるプログラム、教材及び実施マニュアルの作成
- ・モデル研修の実施等

< 研究実施予定期間 > 平成28年度～平成29年度

平成27年度 厚生労働科学研究費補助金

障害福祉サービス事業における質の確保とキャリア形成に関する研究

障害福祉サービス事業の質の向上を図るため、障害福祉サービス従事者のキャリア形成を検討し、その中におけるサービス管理責任者について研修体系を構造化することを目的とする。主に事業所の分野や障害特性に限らない共通部分等について具体的なカリキュラム・シラバスを構築し、基礎研修と更新研修の2層化を図るとともに、各都道府県で展開・実施できるような成果物を含めた研究を行う。また、分野・特性別等についても検討を加える。

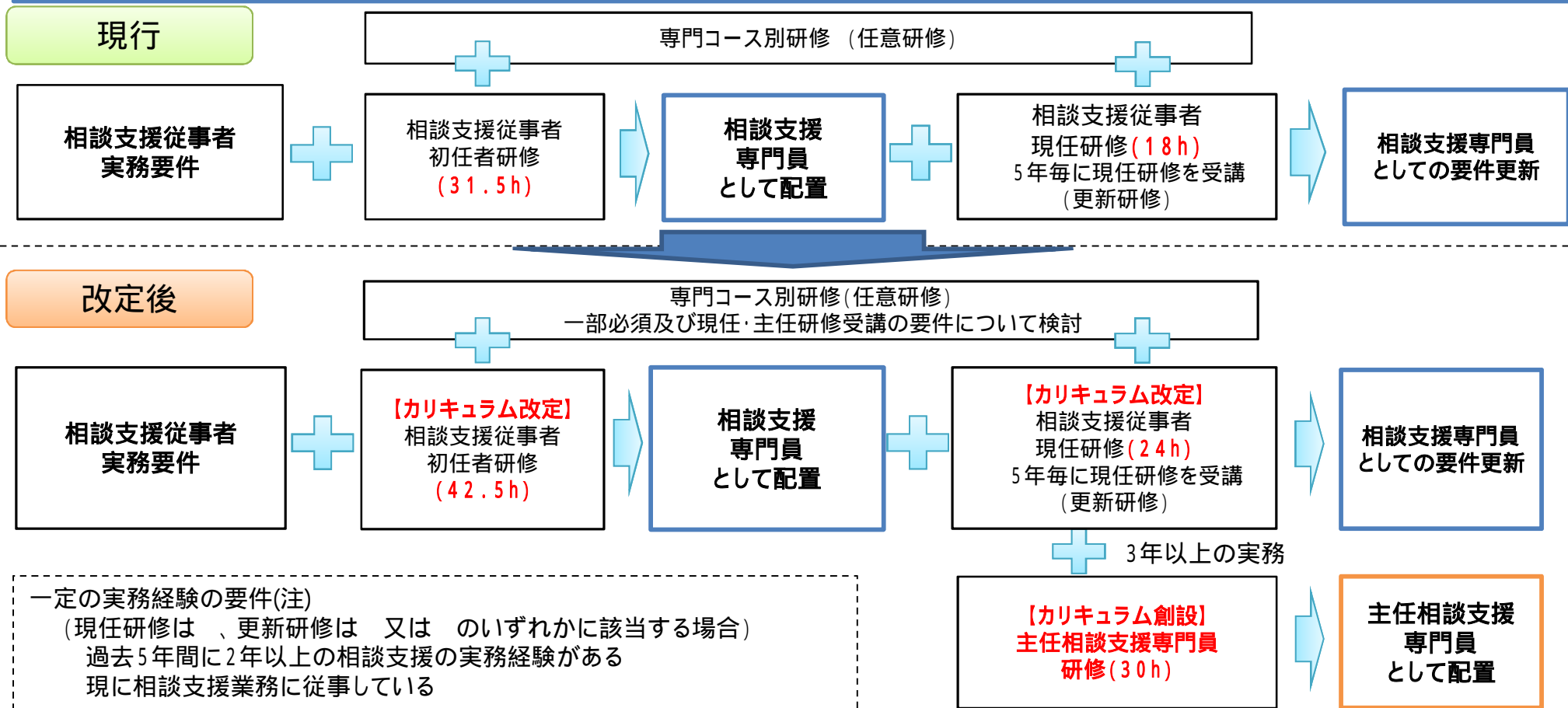
< 研究実施予定期間 > 平成27年度～29年度

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**

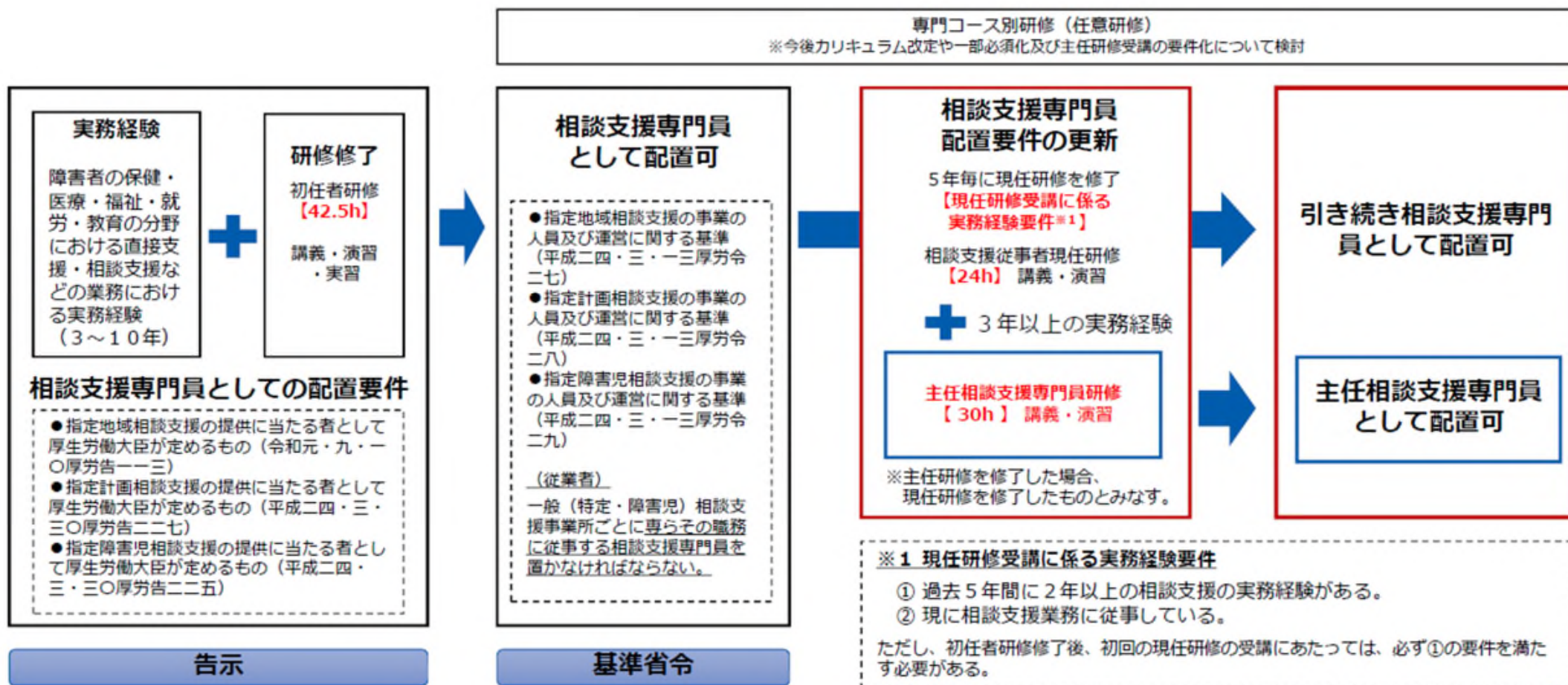
実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)

さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



初任者研修の構造

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

		研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
1日目	概論	相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
		相談支援に必要な技術(1時間)
2日目	法制度	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
	技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	相談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
		実習ガイダンス(1時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
5日目	講義演習	実践研究1(6時間)
	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習実習2
6日目	講義演習	実践研究2(4時間)
		実践研究3(6時間)
7日目	講義演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

現任研修の構造

告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱
以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
2日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向（1時間）
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点（2時間）
	運営管理	相談支援事業所における運営管理（3時間）
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性（1時間）
		人材育成の地域での展開（3時間）
		研修・グループワークの運営方法（2.5時間）
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開（6.5時間）
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現（2時間）
		多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法（2.5時間）
		地域援助技術の考え方と展開技法（1.5時間）
5日目		地域援助の具体的展開（5時間）

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h

R3→R4



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援（新設）	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援（新設）	14h	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援（拡充）	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援（新設）	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解（新設）	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

質問です (2)

Q1: 研修の実施は自県で企画・運営ができていますか？

Q2: 研修講師・研修ファシリの育成の仕組みができていますか？足りていますか？

Q3: 実習先・ブラッシュアップ先が各地域で確保ができていますか？

Q4: 都道府県職員が十分に関与ができていますか？

Q5: 現在の都道府県における、研修実施の課題はなんですか？

(3) 基幹相談支援センターの重要性と役割

基幹相談支援センターの役割のイメージ (現行)

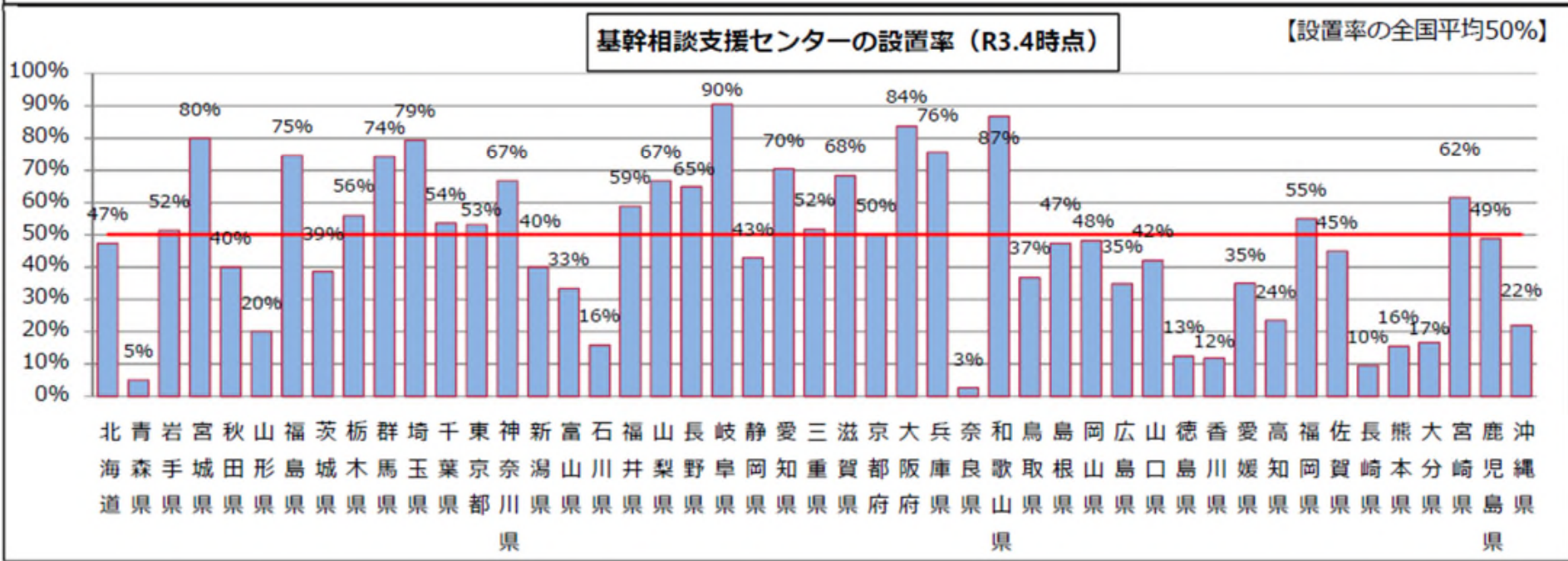
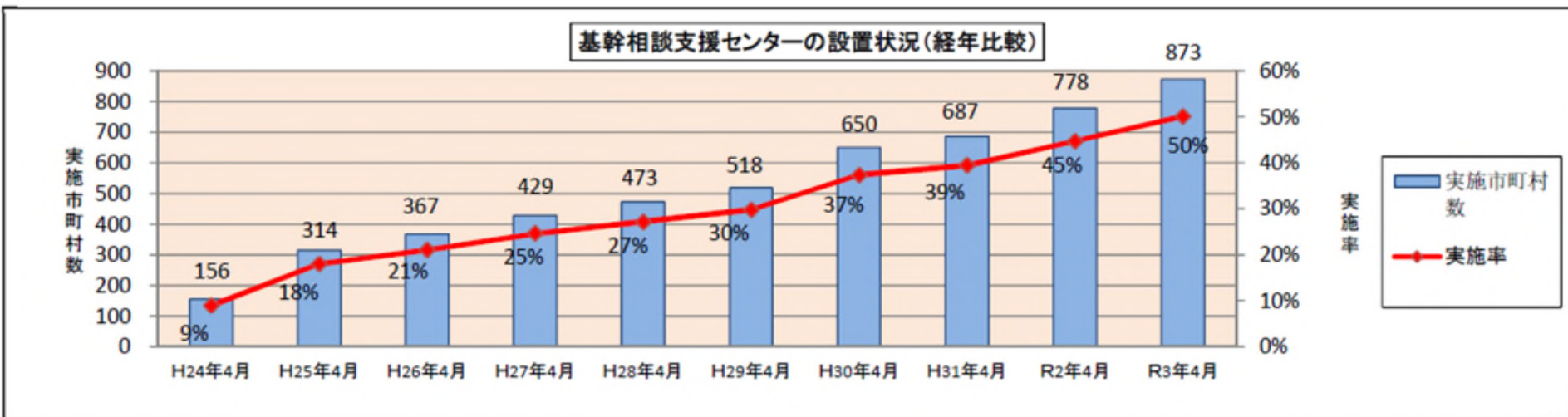
機能する
基幹相談支援センター
が重要

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

- ※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



基幹相談支援センターの設置状況について



基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて実施することで相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業（地域生活支援事業）。

事業内容（実施要綱より抜粋）

①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（※）を配置。

（注）主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村等の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

支給決定している
市町村の役割が重要

③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

【参考】基幹相談支援センター（障害者総合支援法77条の2）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。



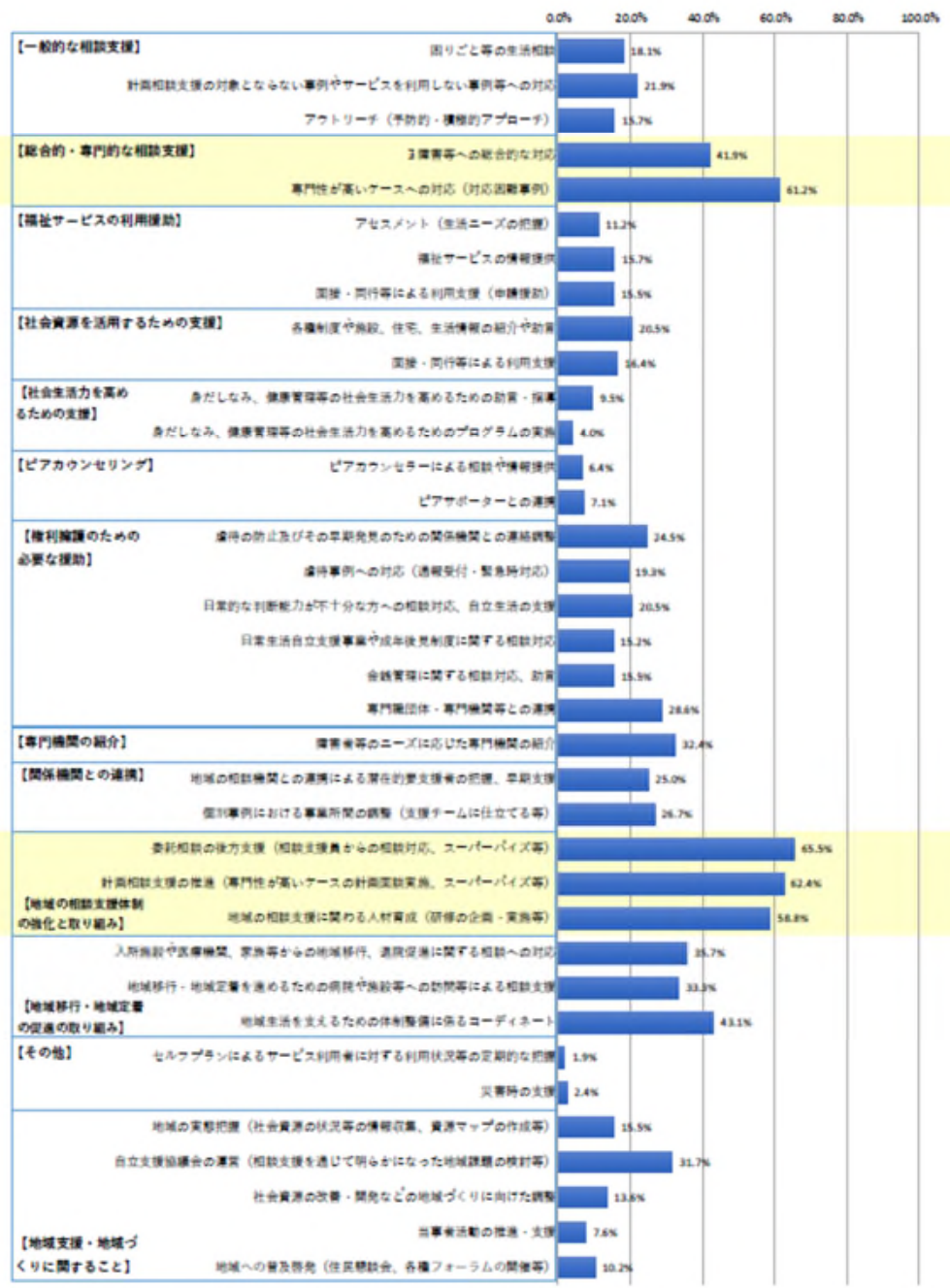
基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割

1. 「総合的・専門的な相談支援」

- 「3 障害等への総合的な対応」、「専門性が高いケースへの対応」は、地域において、基幹相談支援センターが主たる機能・役割を担っていると思われる。

2. 「地域の相談支援体制の強化の取組」

- 各相談事業所の相談員からの相談対応や専門的助言、スーパービジョン等を通じた「障害者相談支援事業」「指定特定相談支援事業」の後方支援、及び各相談支援事業所・相談支援員に対する人材育成支援を一体的・体系的に実施する機能・役割を担っていると思われる。

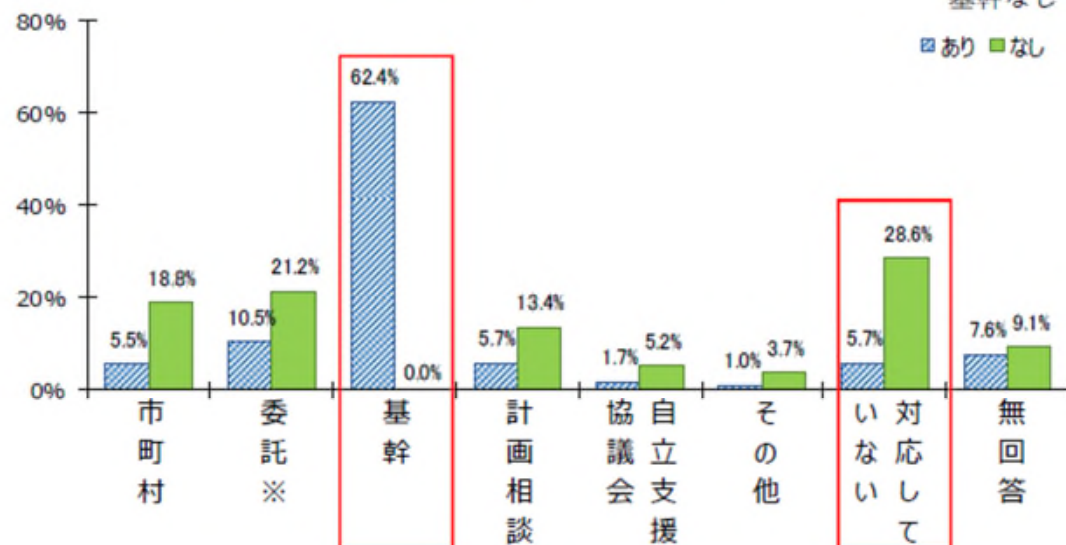


(令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書
実施：一般社団法人北海道総合研究調査会)

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

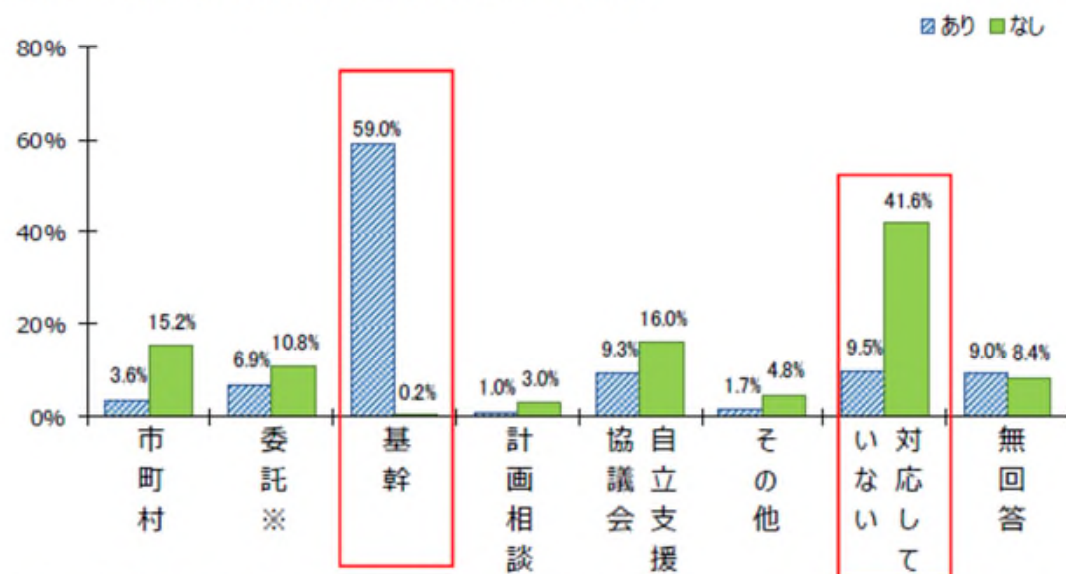


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

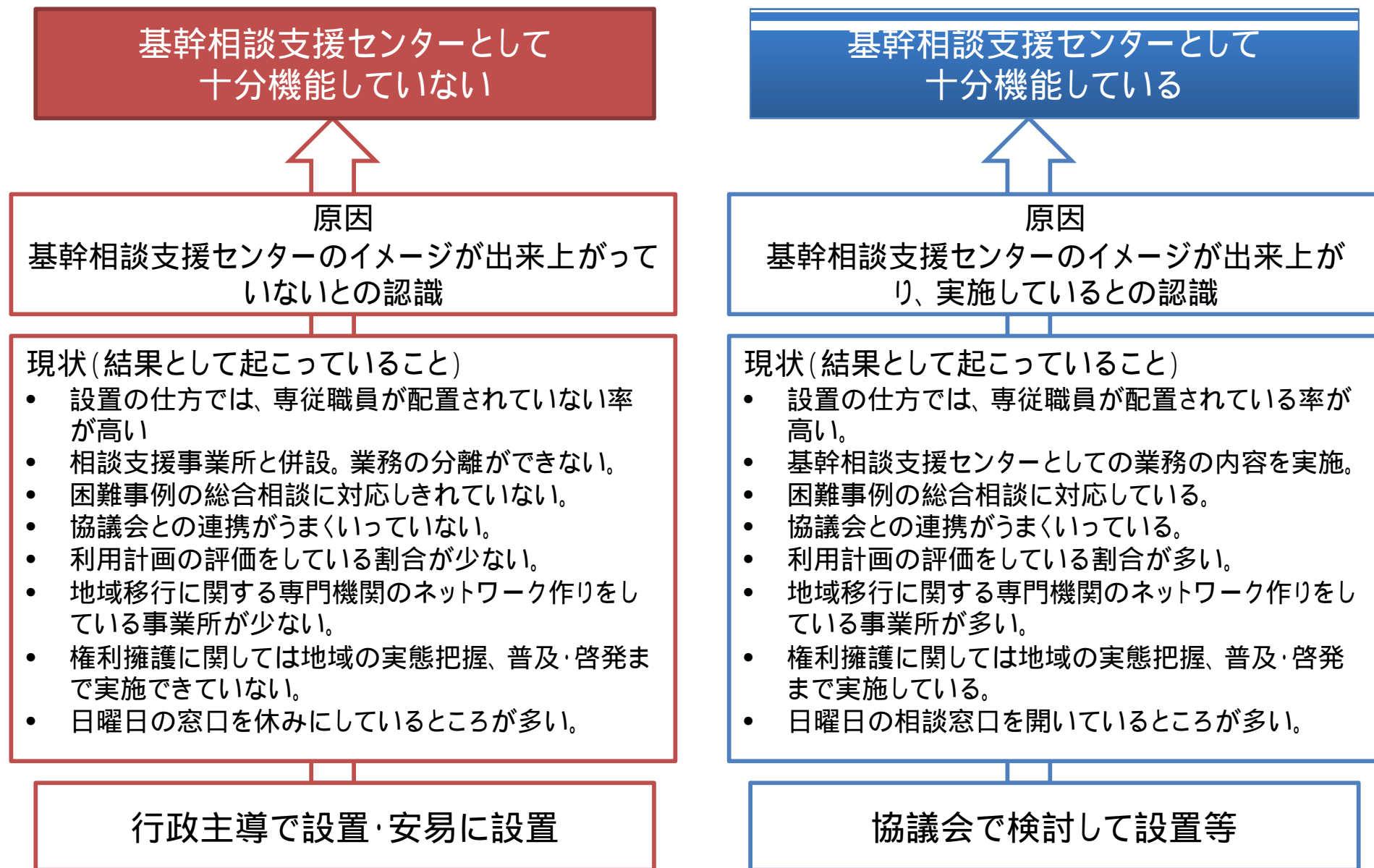


研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

※委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記

（令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書 実施：一般社団法人北海道総合研究調査会）

「基幹相談支援センターの設置経緯について」報告書48P図抜粋



質問です (3)

Q1: 基幹相談支援センターの設置率は？

(基幹の必要性を感じてない市町村??)

Q2: 設置している基幹相談支援センターはその役割を果たしている??

Q3: 基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業所への訪問や困難事例の受け入れ、アドバイスができていますか？

Q4: 基幹相談支援センターは、協議会運営や地域作りに寄与できていますか？

Q5: 市町村格差はどのような状況ですか？(なぜ???)

1. 基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備

(1) 地域の相談支援体制の整備について

- 障害福祉分野の相談支援は複数の事業により展開されていることから、地域の相談支援体制全体の中で、自治体、市町村障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援等の各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及を図ってはどうか。
その際には、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が実施される市町村が今後増えることを視野に入れた手引きを作成するほか、他法他施策による相談支援等との連携強化を図るための対策を講じてはどうか。
- 障害者等の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員やピアサポーター等が行う業務の在り方については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響等も踏まえつつ、利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうることを踏まえた業務の範囲や仕組みについて、引き続き検討することとしてはどうか。
- 特に、本人の希望する暮らしの実現に向けては、前提として意思形成や意思表示に対する支援を本人及び関係者等によるチームにより丁寧に行う必要があり、相談支援においても丁寧な意思決定支援を行うための業務体制の整備や人材養成等の取組を更に促進する方策を講じてはどうか。
- 相談支援事業の運営において中立・公正性が担保されることの重要性を踏まえ、計画相談支援及び障害児相談支援における相談支援専門員のサービス提供事業者からの独立性・客観性の確保の在り方について、調査研究等に基づき必要な方策を講じてはどうか。
- 市町村は住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口を設けることが重要である。そのためには、市町村や相談支援事業所等がどのような相談もまずは受け止めると同時に、自らが担当することが適当でない場合には、適切な機関等に丁寧につなぐための地域の相談支援体制の構築が求められる。
また、住民がどこに相談してよいかわからない場合は市町村又は基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを改めて明確化し、周知してはどうか。

(2) 基幹相談支援センターについて

(基幹相談支援センターの更なる設置促進)

- 地域の相談支援の中核となる機関である基幹相談支援センターについて、相談支援の質の向上等のため、設置を市町村の努力義務化（複数市町村による共同設置可）して設置をさらに促進し、全ての市町村に基幹相談支援センターが設置されることを目指してはどうか。
- 市町村による設置促進や複数自治体が共同設置する際の自治体支援策を都道府県が実施することが促進されるよう、障害福祉計画（基本指針）に基幹相談支援センターの設置等の相談支援体制整備に係る都道府県の市町村支援についての役割を明記することや、都道府県が行う市町村支援の具体的な取組について改めて明確化する等の方向性で都道府県相談支援体制整備事業（都道府県地域生活支援事業）の実施要綱を改正する等の方策を講じてはどうか。また、その際には、基幹相談支援センターの設置が人口10万人未満の規模の市町村等においても促進されるよう、広域自治体である都道府県の取り組むべき内容を具体的に示してはどうか。

(基幹相談支援センターが果たすべき役割等の整理)

- 基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を確実に果たすため、特に実施すべき業務内容を地域の相談支援体制強化の取組（特に管内相談支援事業所の後方支援やスーパーバイズ等による支援者支援、支援の検証）及び地域づくりと整理した上で、その内容を制度上明確化し、その実効的な実施に資する形に基幹相談支援センター等機能強化事業の実施要綱を改正してはどうか。
- また、広域或いは他地域、他分野の機関等が相談支援との連携を図ろうとする場合の窓口が不明確であるとの声があることから、そのような場合の窓口については基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを改めて明確化し、周知してはどうか。
- 基幹相談支援センターの職員が地域における相談支援の中核的な役割としての業務を十分に果たすことができるようにするため、調査研究等を実施する等により必要な対応策を講じてはどうか。

2. 「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化

- 協議会において、住民の個別の課題（の分析）から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、その目的や関係機関等の協力等を改めて制度上明確化するとともに、守秘義務規定を創設してはどうか。
また、その際には、重層的支援体制整備事業や当該事業を構成する他法他施策との連動性を十分考慮してはどうか。
- 協議会への関係機関等の協力にあっては、個別の課題を幅広く把握する立場にある個別支援を担当している相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、市町村障害者相談支援事業等）の参画を得ることが極めて重要であり、これらの事業者の協議会への参画を更に促進するための方策を講じてはどうか。
- 協議会について、現状を把握するとともに、形骸化している場合の要因分析や好事例の収集等を行い、効果的な設置・運営、評価、周知の方法、構成する関係者の負担軽減策、都道府県協議会と市町村協議会の連携等を検討する調査研究を実施した上で、その成果を活用し、協議会における官民協働が推進されるよう、必要な方策を講じてはどうか。

(4) 協議会の重要性と役割

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- (自立支援) 協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。**
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。**

概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。**（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R3.4月時点） 市町村：1,687自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,201箇所
都道府県：47自治体(設置率100%)

市町村の(自立支援)協議会の役割

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

障害者総合支援法の成立等を踏まえ、

- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
- ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
- ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。

また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、

- ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。

このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。

併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

(自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

市町村自立支援協議会の機能

情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

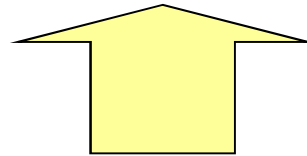
- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

平成19年度 障害保健福祉推進事業

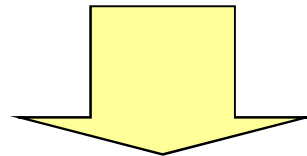
「自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業」
財団法人日本障害者リハビリテーション協会から改変

市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



市町村(自立支援)協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

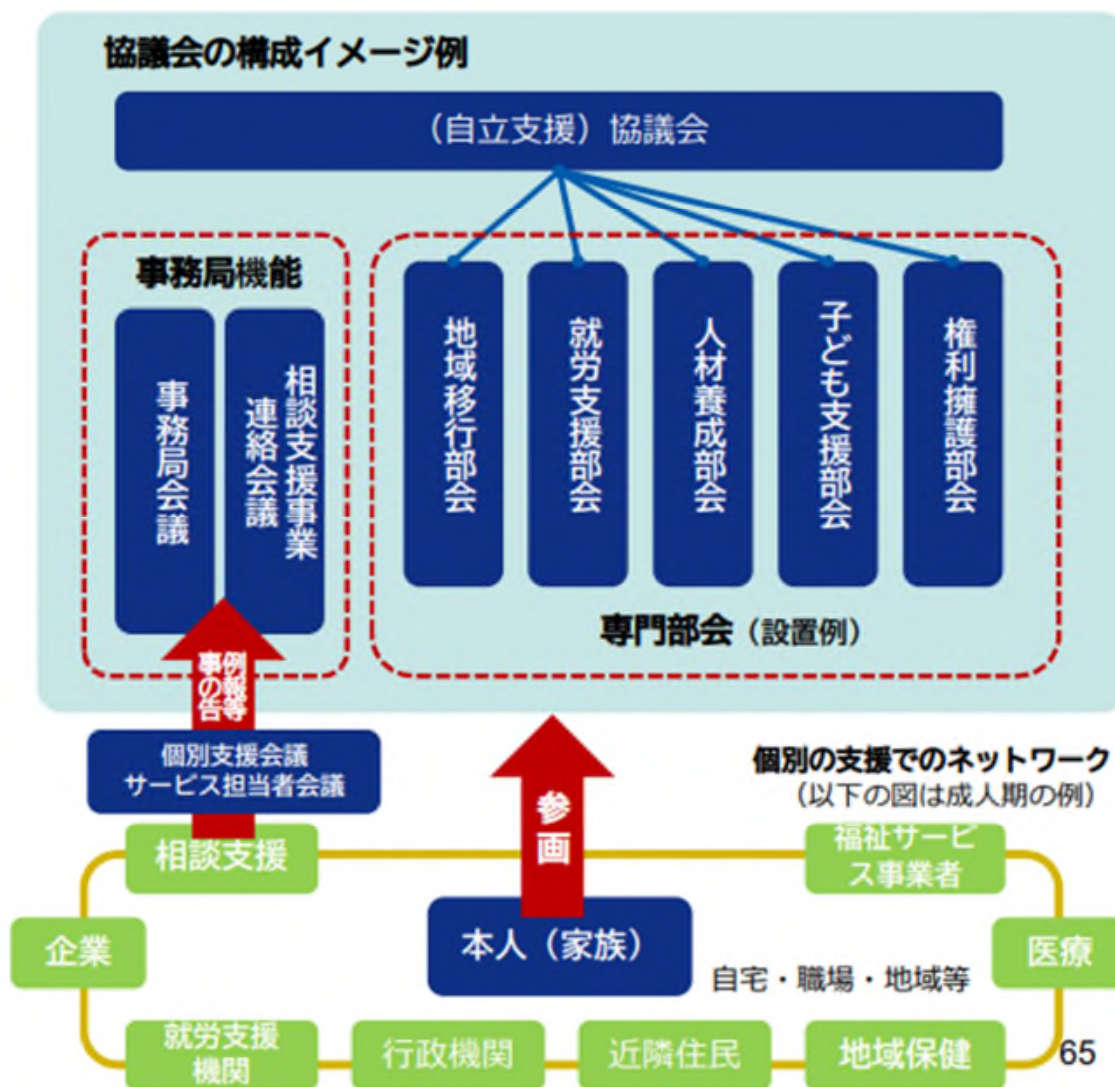
市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）



都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

協議会の設置運営に当たっての留意点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について（平成 25 年3月 28 日障障発 0328 第1号）

(1) 設置運営の基本的事項

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

(2) 障害者総合支援法を踏まえた協議会の役割

障害者総合支援法における相談支援については、平成24年4月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勘案して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされた。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実を図ったところであり、協議会は、これらを踏まえた相談支援の提供体制の整備等について検討を行い、地域の実情に応じて、以下のような具体的な取組等も進めていくことが必要である。

1 市町村が設置する協議会(市町村協議会)

ア. 障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組

イ. 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置等を含めた人員体制等について協議するとともに、事業実績の検証及び評価をする取組

ウ. 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等において、個別事例の支援のあり方についての協議

エ. 相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等からなる地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組

オ. 障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会支援も含めた支援体制の整備

2 都道府県が設置する協議会(都道府県協議会)

ア. 都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容等についての協議

イ. 市町村地域生活支援事業において、管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の事業実施計画を評価する取組

ウ. 都道府県地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業において、配置するアドバイザーの職種や人員等に対する協議

なぜ地域(自立支援)協議会が重要視されるのか

ニーズが集積 地域課題の共有の場

地域の実態把握

多様な個別ニーズへの対応

役割分担から(チームアプローチ)

地域資源の機能が評価

地域に全て対応できるスーパーマン・機関はいない

お任せ主義一点集中の排除 地域の総合的な福祉力を向上させる

地域診断、資源評価の場となる

活動が見えることで地域が見える 強み・弱みの評価に繋がる

資源開発、改善は地域連携から 参画意識の芽生え

地域はみんなが協働でつくるもの 他人事から自分事へ

あなたの地域の協議会は有効に機能していますか

- ・定期的に開催されているか・形骸化していないか
- ・個別の支援会議の頻度は = 利用者ニーズ中心か
- ・地域診断は的確か
- ・地域課題が共有され優先順位付けは出来ているか
- ・課題解決のための検討会や部会などの活動があるか
- ・一部の関係者の協議会になっていないか
- ・障害福祉計画とリンクした活動になっているか
- ・課題が施策化につながっているか
- ・地域住民に対しての啓発活動は実施されているか(障害者の権利に対する意識の醸成)
- ・地域のインフォーマルな社会資源の活用を意識しているか(地域の見守り機能・地域の福祉力の活用)

ポイント：協議会は地域づくりの核

○(自立支援)協議会は、地域の個別のニーズに対応しながら、そこからみえる地域の課題を、関係機関や自治体、地域住民を含め、皆で議論をし、解決を図る所である。

○協議会が活性化しているかいないかにより、大きな市町村格差が生まれている。

地域で見守る、支える、工夫するなど、地域の福祉力の向上を促進する場所の一つです。

我が事・丸ごとなど、同様のことが地域で動き始めている。
どのように、連携・協働するのもかも問われている。

相談支援や自治体、地域の関係機関が本気でやろうとするかどうか、その方向感を作り、動かせるかどうか？

質問です (4)

Q1: みなさんは、自都道府県自立支援協議会の機能・活動に感覚的に何点つける？

Q2: 今回の講師陣は、自都道府県自立支援協議会に何点つける？

Q3: 現在の、協議会運営の課題は何？

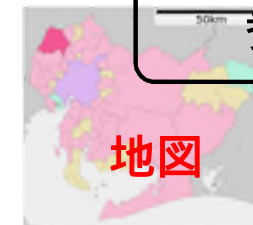
Q4: 市町村の協議会は、形骸化していると言われていない？

Q5: 市町村の格差は、おきていませんか？(なぜおきていますか？)

地域、協議会での課題解決に向けた 取組み・プロセス・アイデア

日進市(愛知県):表題(チャレンジド夏まつり)

- ・機能分類(3)
- ・余暇・活動支援



市町村の概要:人口8.7万人(高齢化率19.3%)、面積34.9km ² 、2493人/km ²			
障害者手帳	身体 1,926	障害福祉サービス利用者数	人
	知的 310	計画相談作成率88.7%(H27.12)	セルフ率0.4%
	精神 383	障害児計画作成89.5%(H27.12)	セルフ率0%
目立った産業、大企業や工場等もなく、名古屋市、豊田市のベッドタウンとして発展。出生率も高く、現在も人口が増え続けている地域。			

課題意識等

子ども部会で検討してきた課題のひとつに、障害児の夏休みの過ごし方があり、「地域の夏祭りなどがあっても、親だけではなかなか連れていけない」という声もあった。

成果・効果等

- ・徐々に行政の協力も増え、一時期は地域の自治会との協働行事として実施したこともあったが、現在は部会発のイベントとして市民会館にて実施。官民協働の象徴となってきている。
- ・市の事業として、夏休み等の長期休暇に障害児を受け入れる活動をした場合に助成する仕組みも立ち上がる。

取組の概要(プロセス)

子ども部会有志(当事者団体、事業者、行政等)で夏祭りを企画。社会福祉協議会本部の建物を借りて、各種イベントを実施。希望者にはサポートボウをつけ、障害児にもわかりやすいゲームの工夫など、障害のあるなしにかかわらず楽しめる企画とした。

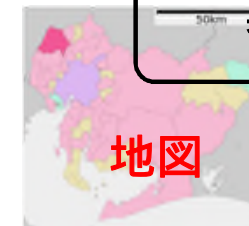
ポイント

- ・イベントは関係者の一体感を醸成しやすく、地域住民へのアピールも強いと言える。
- ・市内の事業所のほぼすべて、当事者団体、行政が関わっているイベントであるということが重要。障害福祉関係者のネットワーク作り(顔の見える関係作り)に非常に役に立っている。

日進市 すくすく園 熊谷氏

日進市(愛知県):表題(居室確保事業)

- ・機能分類(3)
- ・セーフティネット



市町村の概要:人口8.7万人(高齢化率19.3%)、面積34.9km ² 、2493人/km ²			
障害者手帳	身体 1,926	障害福祉サービス利用者数	人
	知的 310	計画相談作成率88.7%(H27.12)	セルフ率0.4%
	精神 383	障害児計画作成89.5%(H27.12)	セルフ率0%
目立った産業、大企業や工場等もなく、名古屋市、豊田市のベッドタウンとして発展。出生率も高く、現在も人口が増え続けている地域。			

課題意識等

- ・居住サポート部会で検討してきた事案で、緊急時に預かってくれる場所がないという課題があった(市内入所施設のショートステイはいつも満床)。
- ・検討途中に「障害者虐待防止法」が施行されることとなり、被虐待障害者の緊急一時保護用の居室確保にも利用できる方向で考えていった。



取組の概要(プロセス)

検討する中で、宿泊機能を持たない通所の事業所でも短期間の宿泊や一時保護が出来ると便利だという意見に収れん。いくつかの通所の施設が協力の意思を示してくれた。

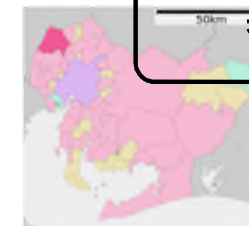


成果・効果等

福祉課サイドは、協力してくれた事業所に何からの支援ができればと考えてくれ、翌年度から市単独事業として「日進市居室確保事業」が立ち上がり、費用の一部を市が負担してくれることとなった。

ポイント

障害者虐待防止法の施行のタイミングとも重なったことが後押しになり、事業化へも繋がった。



一宮市(愛知県): 休日の余暇サークルの立ち上げ

余暇・活動支援、
社会参加

市町村の概要: 人口38.6万人(高齢化率22%)、面積113.82km ² 、3,330人/km ²			
障害者手帳	身体13,000	障害福祉サービス利用者数2,563人	愛知県の北西部に位置する門前町として歴史ある町 織物業の歴史は平安時代までさかのぼる。かつては 毛織物産業で有名。名古屋市のベッドタウン。
	知的2,600	計画相談作成率100%(H27.6)	
	精神2,200		

課題意識等

個別支援会議の中で、障害者の方々の休日等余暇の過ごし方、「何をしたいかわからない」「出かける先が見つからない」「一人で出かけるには勇気がない」等、の課題があげられた。

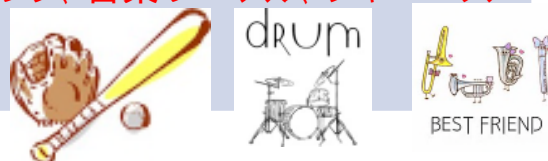
成果・効果等

月に1度の余暇活動に参加することで「生活に楽しみができた」「友人が増えた」等の声が聞かれ、就労している人など福祉サービスを利用していない人たちとも定期的に近況確認ができる場となっている。

取組の概要

協議会で取りあげ話し合う中で、複数の事業所(相談支援事業所、就業生活支援センター等)が協力・依頼し、誰でも参加できる、いくつかの余暇サークルが立ち上がった。

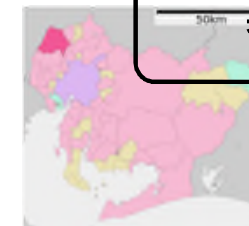
ソフトボールクラブ、音楽サークル、ジャニーズ同好会



ポイント

会ごとに1回100円~300円程度の会費を集め運営。活動の企画にも利用者に参加してもらったり、専門家やボランティアに協力してもらうなどして、楽しめる企画となる工夫をしている。

一宮市 ゆんたく 野崎氏



一宮市(愛知県): 見つけるネットワーク

セーフティ
ネット

市町村の概要: 人口38.6万人(高齢化率22%)、面積113.82km ² 、3,330人/km ²			
障害者手帳	身体13,000	障害福祉サービス利用者数2,563人	愛知県の北西部に位置する門前町として歴史ある町 織物業の歴史は平安時代までさかのぼる。かつては 毛織物産業で有名。名古屋市のベッドタウン。
	知的2,600	計画相談作成率100%(H27.6)	
	精神2,200		

課題意識等

グループホームで生活している人が行方不明になるなどの事件をきっかけにして、迷子や行方不明者をいち早く見つけることができるための仕組みを検討。



取組の概要

コンビニを中心に、福祉サービス事業者、協力企業に呼びかけ、メールやFAXで一斉送信し、協力を呼びかける。



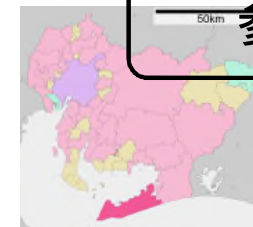
成果・効果等

・市内の全コンビニに広げていくことができていないが、ネットワークの趣旨を説明することで、少しずつ協力者を増やしている。
協力を呼びかける過程で自立支援協議会や障害福祉サービスの啓発も行っている。

ポイント

・企画の趣旨をていねいに説明し、障害福祉の啓発も行うことで、地域の協力者を増やしていくことを念頭に活動。

一宮市 ゆんたく 野崎氏



田原市(愛知県)学校介助員派遣事業の施策化

- ・開発・調整機能
- ・社会資源の創出

市町村の概要: 人口6.2万人(高齢化率〇〇%)、面積191km ² 、350人/km ²			
障害者手帳	身体 2,094	障害福祉サービス利用者数 360人	渥美半島の付け根部分を除くほとんどの部分を占め、北は三河湾、南は太平洋に面し、他地域との接点を取りづらい。特別支援学校は近隣市まで片道2時間を要する。
	知的 395	計画相談作成率 100%(H .)セルフ率 1%	
	精神 241	障害児計画作成 100%(H .)セルフ率 0%	

課題意識等

市内に特別支援学校がなく、近隣市まで長い子どもで片道2時間のバス移動を余儀なくされるため、地域の小学校に通学するが教育現場での「障害」理解が進んでいないことから、多くの学校でその対応に苦慮していたことから、学校現場への「障害理解」を深める何らかの対応が必要となっていた。

取組の概要(プロセス)

自立支援協議会事務局(市担当課及び障害者総合相談センター)で、教育の現場に人的な補完ではなく、福祉的支援(障害理解)を投入する術を教育委員会と連携しながら施策化に向け協議を重ねる。障害児支援検討会で、制度的にヘルパー利用が許されないということから、対象児に対し、私費単独でヘルパー資格等を有し、協議会障害児支援検討会で妥当と認められた支援者を学校へ派遣し、支援を教員に伝達することで共生施策を推進することとなった。

成果・効果等

ご本人(ご家族)が地域の学校への進学を望まれても、学校の環境が整わず特別支援学校への進学しか方法が無かった子どもが、地域の学校へ入学できるようになった。また、施行以降、学校介助員の支援を学んで下さった教員の理解が深まったことは勿論だが、教育委員会との協議の場が多く持たれるようになり、相互関係が良好になるばかりか、互いに半歩、一步と協働提案が出来るようになり、委員である教育関係者との相互理解が深まった。

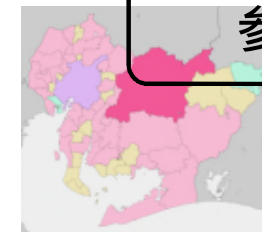
ポイント

当初、学校現場への福祉の介入を拒んだ教育機関に対し「共生社会(インクルーシブ教育)」について、しっかりと議論した上で、先進地(東松山市)への一泊での視察等を経て、双方が目指すべき方向を確認することが出来た。また、一旦廃案となった事業であるが、協議会各委員の尽力から市長の判断が覆り施策化に至った。その際、予算面の課題も教育委員会と地域福祉課が連携し予算計上に至った。

田原市 総合相談センター 新井氏

豊田市(愛知県):施設での医療職対象の研修

- ・ 開発機能
- ・ 教育機能
- ・ 研修



市町村の概要: 人口42万人(高齢化率21.5%)、面積918km ² 、463人/km ²			
障害者手帳	身体 13,139	障害福祉サービス利用者数 2,601人	愛知県の中央北部に位置し、面積は愛知県全体の17.8%を占める。ものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を森林が占める豊かな自然がある。
	知的 2,949	計画相談作成率95.7%(H28.9)セルフ率7.7%	
	精神 2,502	障害児計画作成100%(H28.9)セルフ率0.005%	

課題意識等

施設にて医療的ケアのある方の支援を行うために、医療職の質の向上と、抱え込みによる負担軽減が必要。

成果・効果等

人数が少なく研修機会も持ちにくい医療職の方が、他事業所との情報の共有や伝達研修によって質の向上の機会となった。また企画運営を事業所に移行した。

取組の概要(プロセス)

医療的ケアのある方の生活を考えるプロジェクトを立ち上げ、医療職、管理者の情報交換会を実施。アンケートなどで日中活動場所での支援についても課題が出された。そこで喀痰吸引等の研修を実施した。今後も医療的ケアを中心に担う医療職を支えるために情報の共有と研修が必要となった。

ポイント

事業所が研修の企画運営を行うことが出来るようにサポートした。

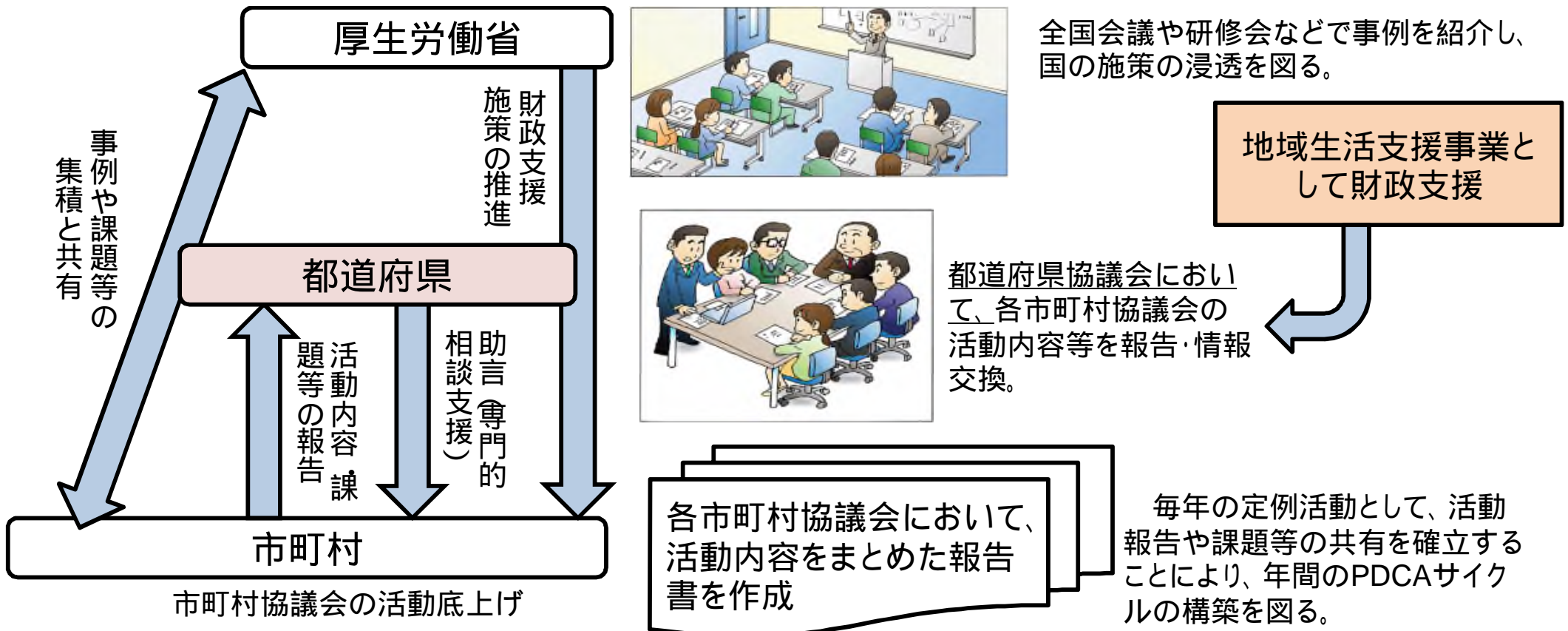
豊田市 むもん 坂田氏

「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」について

(平成29年度～)

各市町村協議会の活動状況について、各都道府県が適切に把握する体制を構築するため、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の集積や市町村間での情報交換等を行うことを推進する。

厚生労働省においても、推進すべきと考えられる施策に沿った先駆的事例を各都道府県を通じて把握し、全国会議などの機会を通じて紹介を行うことで、当該施策の推進を図る。



(別記1 - 18) 都道府県任意事業実施要領(地域生活支援事業実施要綱改正R3.3.29)

1 日常生活支援に関する事業

(7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

ア 目的

都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村(特別区を含む。)への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。

イ 実施主体

都道府県

ウ 事業内容

(ア) 支援体制の構築

新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等

(イ) 情報収集

各市町村の協議会(法第89条の3の規定に基づく協議会をいう。)の担当者、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集

(ウ) 社会資源の開発

社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等

(エ) 情報発信

ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等

平成28年度 「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援(地域生活支援事業)」の取り組み状況

実施自治体 (都道府県)	取り組み内容
釧路市 (北海道)	身体・知的・精神障がい者等の中から2,100名を調査対象として抽出し、障がい者の生活実態や障害福祉サービスのニーズを把握するためアンケート調査を実施。また、回答内容を集計・分析し、社会的資源の開発や障がい福祉施策等の推進に向けて、今後の障害福祉サービス等に対するニーズを精査し、調査結果報告書を作成する。
美里町 (宮城県)	障害者への地域生活支援を充実させるため、障害福祉サービス従事者の質の向上を図る研修会を開催する。自立支援協議会で出た課題をテーマにした研修会を行うことで、自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題を解決していく。
東海村 (茨城県)	障がい福祉担当課に協議会事務局を置き、委員を任命し、協議会を組織・運営している。相談支援事業や協議会にて開催する地域意見交換会等から抽出された課題に対して、地域資源開発や利用促進等を含む地域の支援体制整備について、主に専門部会において協議し実施する。
川口市 (埼玉県)	当事者・家族・事業所・団体・行政機関・地域等のネットワークを作成する。個別の相談により、地域のニーズを把握する。他会議や関係機関の情報交換、当事者・家族・職員等を対象とした研修、普及啓発を行う。
志木市 (埼玉県)	地域自立支援協議会のうち、ビジョン部会と暮らし部会の2つの部会を立ち上げ、地域課題の抽出や社会資源の開発等について協議している。全体会年間2回、各部会年間5回程度開催予定。ビジョン部会は、市の計画や社会資源の開発、暮らし部会は、市の地域課題の抽出と事業所間の連携、課題共有等を行っている。
葉山町 (神奈川県)	障害者等の地域生活を支えるためのネットワークとして構築された自立支援協議会で、障害者等が日常生活の中で感じる困り感や、支援者が日頃感じる支援の難しさ等の課題を共有し、課題解決に向けた障害者等との交流事業や支援者の理解・啓発事業等を検討・実施する。
山ノ内町 (長野県)	自立支援協議会の部会活動の充実と協議会の安定化を図るために、フォーラム等を開催する。
上板町 (徳島県)	効果的な支援体制の構築を図るため、協議会の各部会においてニーズ調査の実施や各分野の研修、啓発用ポスターや資料の作成などを行う。
中津市 (大分県)	第4期障がい福祉計画の進捗状況と次期障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定に備えて、障がい者の実際の生活状況や障がい福祉サービスの満足度、災害時の困りごとなどを把握することを目的に、障がい者(児)の中から3,500名を無作為抽出し、アンケート調査を実施する。
宮崎市 (宮崎県)	自立支援協議会では、5つの部会(就労支援部会、医療的ケア支援部会、子ども支援部会、暮らし支援部会、地域移行支援部会)や、2つのプロジェクト(福祉のまなびサポートプロジェクト等)を設置し、障害のある方々のよりよい生活について協議を重ねながら、成果物作成やシンポジウムの開催等を行い、誰もが住みやすいまちづくりを実現していく。
薩摩川内市 (鹿児島県)	自立支援協議会専任職員を配置し、各専門分野において把握した地域課題の解決に向けた地域資源の開発・利用推進に向けた取り組みを行う。また、関係機関が連携した支援ができるよう調整し、チームアプローチができる体制を構築する。

これまでの主な相談支援関連の調査研究等 (~ H28.3)

- ・ 10年以上前から、さまざまな研究事業等を踏まえ、課題や解決方法、進んでいる地域の事例等々が例示されている。
- ・ で、結局、推進・促進するためには、どんな働きかけをする??
- ・ 以下は興味関心があるものを、また見ておいてください。
- ・ 駆け足でスライドを進めます。

自立支援協議会の運営マニュアル（H19年度）

自立支援協議会の運営マニュアル



財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

目次

- 第1章 相談支援と自立支援協議会
- 第2章 地域自立支援協議会の目的・機能等について
- 第3章 地域自立支援協議会の標準的な組み立てと進め方
- 第4章 具体的な事例を通しての地域自立支援協議会の流れ
- 第5章 アドバイザーの果たす役割
- 第6章 地域自立支援協議会のステップアップ～どのように発展させるのか～
- 第7章 自立支援協議会の今後の目指すべき方向
- 第8章 自立支援協議会 Q&A

情報機能・調整機能・開発機能・教育機能・権利擁護機能・評価機能

委員

- 福岡 寿
- 中島 秀夫
- 菊本 圭一
- 上野 容子
- ヒアリングメンバー
- 野中 猛
- 佐藤 光正
- 島村 聡
- 遅塚 昭彦
- オブザーバー
- 清水 剛一
- 高原 伸幸
- 武田 牧子
- 佐々木 隆行

自立支援協議会の活性化に向けて（H20年度） 「アドバイザーとともにつくる、地域支援システム」事例集

「アドバイザーとともにつくる、地域支援システム」事例集 自立支援協議会の活性化に向けて



財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

目次

福島県あだち圏域10万3千

これまでの縦割りを超えてこの圏域に住む人たちとライフステージに沿った支援を展開し始めた「あだち圏域」

群馬県利根沼田地域9万2千

温泉で議論し、地域実態を見つめ、医療的ケアでつながった群馬県利根沼田圏域「夢は、夜語る！」

長野県松本圏域43万6千

42.195キロのフルマラソンを、トップスピードで走り始めた「松本圏域」

愛知県豊田市42万3千

現場発！シンプルで柔軟な自立支援協議会成長記

山口県周南市15万4千

裾野の拡大と事業所の横連携で相談支援の地域力を向上させる

各地域をヒアリング形式で事例をとりまとめ紹介

委員

福岡 寿
門屋 充郎
菊本 圭一
佐藤 光正
島村 聡
遅塚 昭彦
中島 秀夫
野中 猛
高森 裕子
オブザーバー
関口 彰
高原 伸幸
武田 牧子
松山 政司
太田 栄里

自立支援協議会のあり方を探る（H21年度）

「都道府県自立支援協議会の機能と役割」

目次

第1章 都道府県自立支援協議会の現状

第2章 都道府県自立支援協議会の機能と役割

- ・地域の実態把握、情報の共有機能
- ・地域の相談支援体制のバックアップ機能
- ・全都道府県の課題の抽出(整理)機能
- ・広域・専門的相談支援の調整機能
- ・人材育成機能

第3章 都道府県自立支援協議会の実践例

- ・地域の実態把握、情報の共有機能の好事例
【香川県】
- ・地域の相談支援体制のバックアップ機能の好事例
【神奈川県】
- ・全都道府県の課題の抽出(整理)機能の好事例
【滋賀県】
- ・人材育成機能の好事例【広島県】

第4章 都道府県自立支援協議会の活性化に向けた重要ポイント

- ・地域の実態把握、情報の共有機能を向上させるには
- ・地域の相談支援体制のバックアップ機能を向上させるには
- ・都道府県自立支援協議会と地域自立支援協議会の連携の必要性
- ・アドバイザーに期待するもの

第5章 これからの都道府県自立支援協議会

委員

- 福岡 寿
朝井 めぐみ
(中野区保健福祉部 副参事)
上原 吉人
(静岡県厚生部障害者支援局
障害者政策室)
門屋 充郎
菊本 圭一
高森 裕子
中島 秀夫
野中 猛
オブザーバー
稲葉 好晴
高原 伸幸
松山 政司
中村 光輝
富樫 大輔

都道府県自立支援協議会の機能と役割 自立支援協議会のあり方を探る



財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

地域自立支援協議会活性化のための事例集（H22年度）

「地域自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成」



目次

- 第1章 自立支援協議会とは何か
- 第2章 運営評価指標とその活用
- 第3章 現実の壁と活性化への気付き
- 第4章 活性化のヒント

～モデル事例の紹介～

【栃木県】那須塩原市10万人

【千葉県】千葉市96万人

【新潟県】新潟市80万人

【新潟県】柏崎刈羽地域10万人

【三重県】鳥羽市2万人

【岡山県】倉敷地域50万人

【徳島県】板野郡1～3万人

【高知県】津野町7千人

都道府県アンケートによる推薦事例の紹介

まとめ

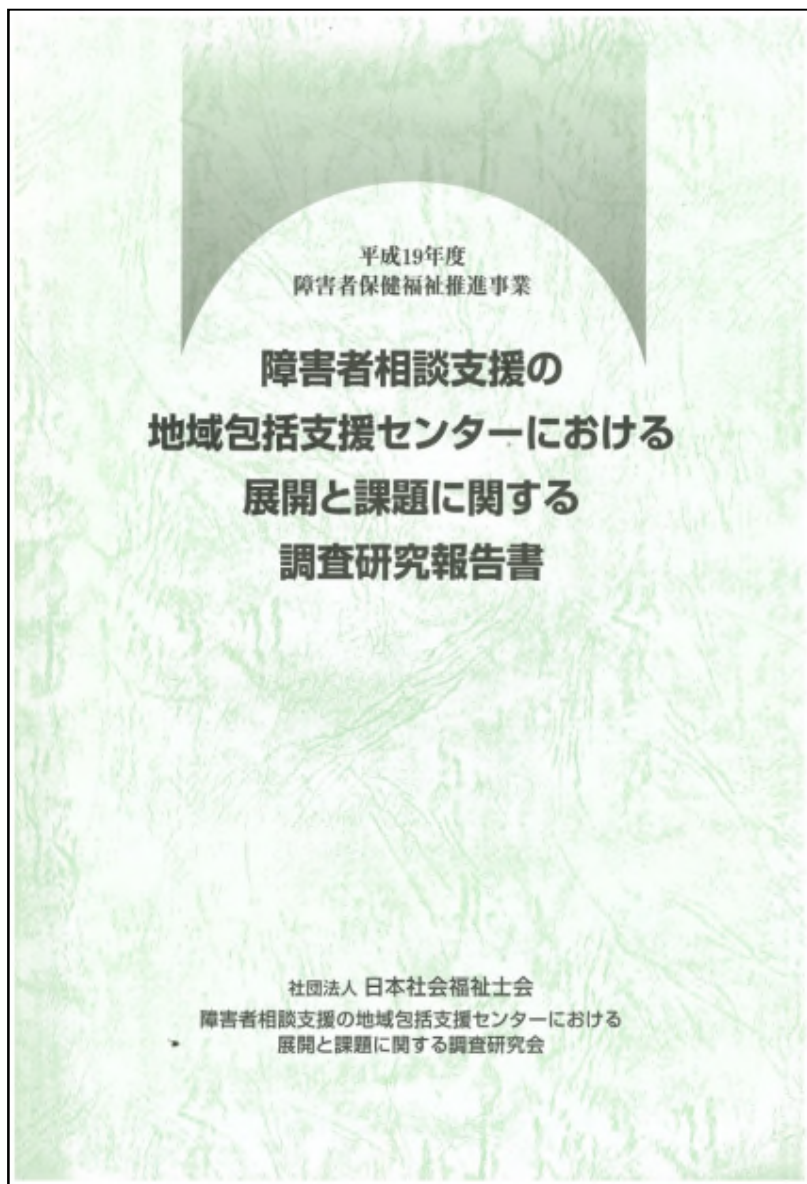
内容概略

- ・協議会の現場で悩みつつも前に進むため
- ・「個別支援会議」の重要性
- ・地域課題の「抽出」「共有化」の手立てやプロセスの手がかり、ヒント

委員

- 福岡 寿
- 中島 秀夫
- 菊本 圭一
- 高森 裕子
- 加藤 恵
- 松川 敏道(札幌大学)
- 松本 寛(西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課)
- 門屋 充郎
- 北海道作業部会
- 松川 敏道
- 安井 愛実
- 小野 尚志
- 小野寺 拓
- 門屋 充郎
- オブザーバー
- 小畑 正彦
- 明瀬 雅子
- 高原 伸幸
- 遅塚 昭彦
- 事務局
- 大久保 薫
- 林 健一
- 高橋 沙織

障害者相談支援の地域包括支援センターにおける展開と課題に関する調査報告 (H19年度・障害保健福祉推進事業) / 日本社会福祉士会



目次

第1章 調査研究の目的

- 1 目的の概要
- 2 背景
- 3 研究に至る経緯
- 4 研究課題と目的
- 5 調査研究における副次的な効果

第2章 一体的運用を行っている市町村調査

- 1 調査実施の経緯
- 2 調査の目的と内容
- 3 調査表
- 4 調査対象市町村及び地域包括支援センター
- 5 調査の方法
- 6 回収状況
- 7 調査結果の概要
- 8 考察

第3章 900市町村調査

- 1 調査目的と方法
- 2 調査期間
- 3 調査方法
- 4 回収状況
- 5 調査結果
- 6 分析・考察

第4章 ヒアリング調査

- 1 ヒアリング調査の目的と方法
- 2 ヒアリング結果
- 3 障害者の相談支援体制と地域包括支援センター一体的運用の全体像
- 4 分析結果と各モデルの特徴
- 5 ヒアリング結果のまとめ

第5章 結論

- 1 結論
- 2 提言
- 3 当面の取り組みとしての提案

資料編

委員

菊地 和則
島野 光正
島村 聡
鈴木 智敦
鈴木 ひとみ
濱田 和則
福富 昌城
松阪 優
見平 隆
元木 文子
アドバイザー
小澤 温

内容概略

・人口規模の小さな市町村における障害者の相談についての展開、高齢との協働について、課題と事例、方法を提言

相談支援事業運営マニュアル（H19年度）



目次

第1章 総論

研究の論点、
地域移行を可能にする相談支援事業の役割、

相談支援事業の評価

第2章 都道府県市町村の実施状況

第3章 相談支援事業の業務

相談支援事業者の業務概要

業務フローによる整理

ライフサイクル全体を通じて支援すること

第4章 災害時の緊急体制と相談支援事業

はじめに

災害時における相談支援事業

災害時におけるコーディネーターの必要性

参考

第5章 相談支援事業者に求められているもの

相談支援事業におけるサービスの自己評

価の必要性

委託相談支援事業ガイドライン

第6章 関係資料

委員

牛谷 正人
石原 さやか
今井 洋
垣屋稲二良
傍島 規子
田村 和広
水流 源彦
戸田 健一
中川裕美子
長家 正之
岡部 正文
福市 繁幸
松下 義雄
福岡 寿
横幕 章人
オブザーバー
高原 伸幸
清水 剛一
佐々木隆行
事務局
中島 秀夫
渡邊 俊太郎
重野 千秋
中村 良

障がい者相談支援担当者、市町村直営相談支援事業所、相談支援事業所に関する調査（推進事業H19年度） / かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

障がい者相談支援担当

・市町村直営相談事業所

・相談支援事業所に関する調査



かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

目次

はじめに
地域自立支援協議会活動の実態調査
市区町村相談支援事業実態調査
障害者自立支援法相談支援事業実態調査
相談支援専門員実態調査
圏域自立支援協議会ヒアリング調査

資料 調査表

委員

本名	康
石井	利樹
岡西	博一
青木	一男
河原	雄一
小池	憲一
志賀	信道
富岡	貴生
中村	尚子
星	賢一
宮崎	勤
元西	忠
吉田	展章
戸田	美和子

サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書（H19年度） / 三菱総合研究所2008.3

平成19年度障害者福祉福祉推進事業

サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした
相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書

2008年3月

MRI 株式会社三菱総合研究所

市町村の支給決定プロセスに着目した効果的な相談支援のあり方に関する調査研究報告書（H20年度） / 三菱総合研究所2009.3

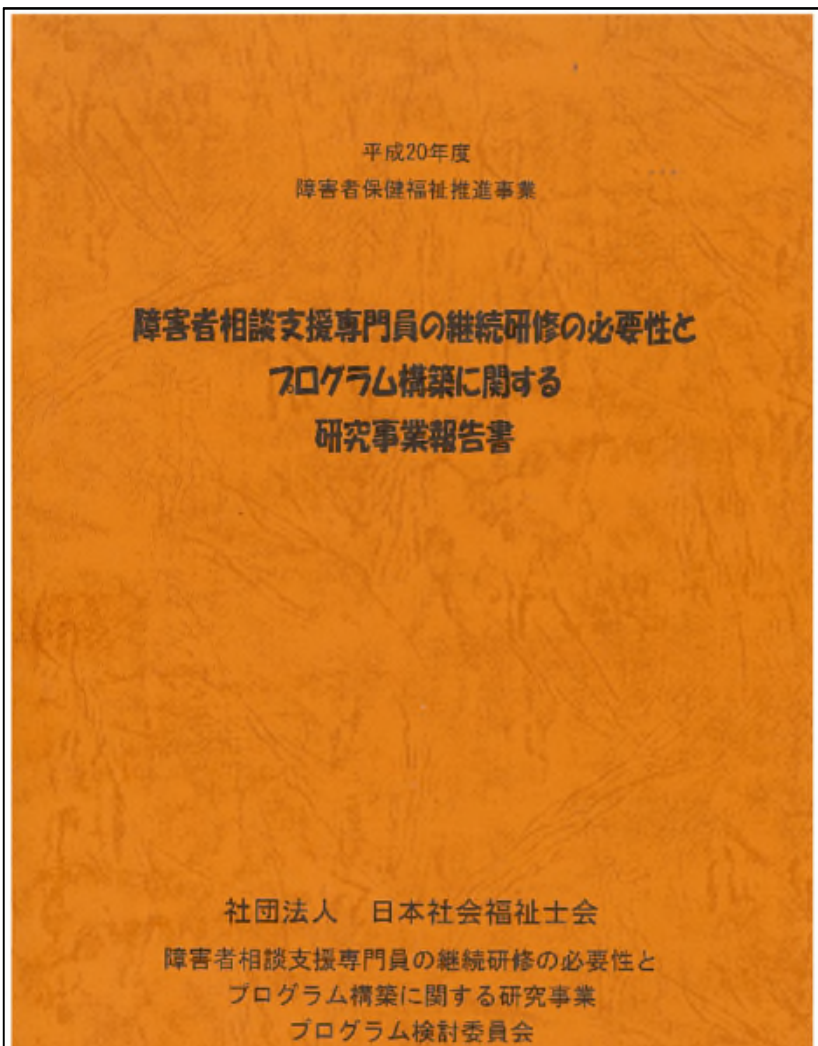
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業

「市町村の支給決定プロセスに着目した効果的な
相談支援のあり方に関する調査研究」報告書

2009年3月

MRI 株式会社 三菱総合研究所

障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する 研究事業報告書（推進事業H20年度） / 日本社会福祉士会



内容概略

- ・各都道府県の研修状況・課題・体制等の調査
- ・標準研修カリキュラム等の提案
- 採用
- ・今後の方向性の提案

目次

はじめに	
第1章 研究の概要	
問題の所在	
研究事業の流れ	
第2章 都道府県基本情報調査結果	
調査の概要	
集計結果	
第3章 初任者研修受講者調査の結果	
調査概要	
集計結果	
第4章 現任研修受講者調査の結果	
調査結果	
集計結果	
第5章 研修の評価に影響を与える要因について	
現任研修について	
初任者研修について	
第6章 ヒアリング調査の結果	
調査実施概要	
養成研修の内容・プログラムについて	
都道府県における人材育成、相談支援従事者研修について	
第7章 結論	
調査結果から見た研修実態における課題	
現実的な提案	
研修プログラムの将来像	

参考資料

委員

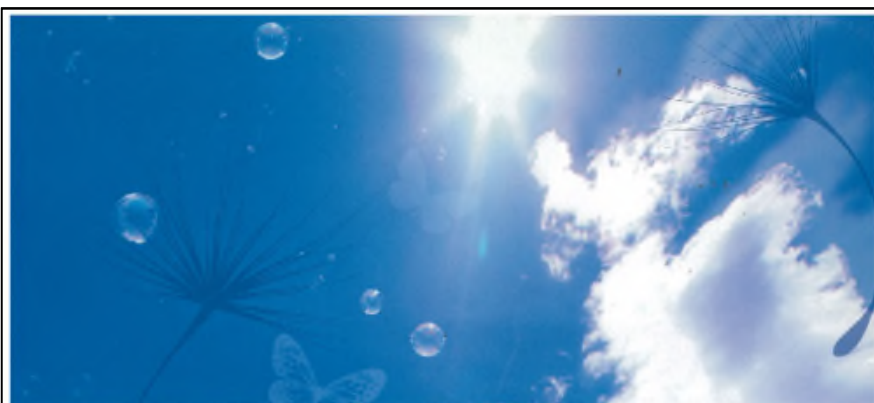
(外部委員)

門屋 充郎
坂本 洋一
中島 秀夫
西尾 雅明
野中 猛
福岡 寿

(内部委員)

菊地 和則
菊本 圭一
島野 光正
島村 聡
鈴木 智敦
鈴木 ひとみ
竹之内 章代
福富 昌城
松阪 優
見平 隆
オズバー
高原 伸幸

相談支援事業自己評価マニュアル（H20年度） ／（社福）オープンスペースれがーと



相談支援事業 自己評価マニュアル



平成20年度障害者保健福祉推進事業
「相談支援事業機能強化のための評価に関する調査研究事業」
研究事業報告書

目次

巻頭言

障害者相談支援事業の歴史的経緯と

< 評価 > 研究の現在

研究事業の目的

1. 相談支援事業のあるべき業務と自己評価の必要性 中川裕美子

2. 自己評価ガイドラインについて(評価のねらい) 長家 正之

相談支援事業自己評価指標について

1. 自己評価振り返りシート

2. 振り返りシートWEB調査結果報告

各研究委員報告

参考資料

公開研究会講座資料より

委員

加瀬 進

石原 さやか

傍島 規子

田村 和広

中川裕美子

長家 正之

岡部 正文

長葭 康紀

溝口 哲哉

松下 義雄

清水 剛一

牛谷 正人

中島 秀夫

オブザーバー

高原 伸幸

松山 政司

太田 栄里

高森 裕子

事務局

渡邊 俊太郎

菅沼 敏之

松井 悠香

地域自立支援協議会における相談支援検証ガイドラインミラクルブック (推進事業H21年度) / 埼玉県相談支援専門員協会

目次

はじめに

研究事業概要

1. 研究目的と方法
 2. 検討委員会、専門員会の設置、運営
 3. 検討委員会、専門委員会の検討経過
- 相談支援事業検証(評価)指標の開発に関する研究事業橋詰 正
1. 相談支援事業検証(評価)ガイドラインの必要性と使い方の検討
 2. 調査概要
 3. 相談支援事業検証(評価)ガイドライン一覧表
 4. 相談支援事業検証(評価)ガイドライン項目の説明
 5. 相談支援事業(検証)ガイドライン報告様式案
 6. ミラクルQを活用しての数字の読み方
 7. まとめ

ケアマネジメント様式(サービス利用計画作成費に

関する書式一式)の開発に関する研究

1. 調査概要及び様式案
2. まとめ

【資料】

委員

清水 剛一

野村 政子

武市 幸子

山下 浩司

佐藤 光正

山本 信二

橋詰 正

岸田 展章

武田 康晴

大久保 薫

助言者

小澤 温

オブザーバー

高原 伸幸

高森 裕子

事務局

遅塚 昭彦

藤川 雄一

広沢 昇

高谷 昇

丹羽 彩文

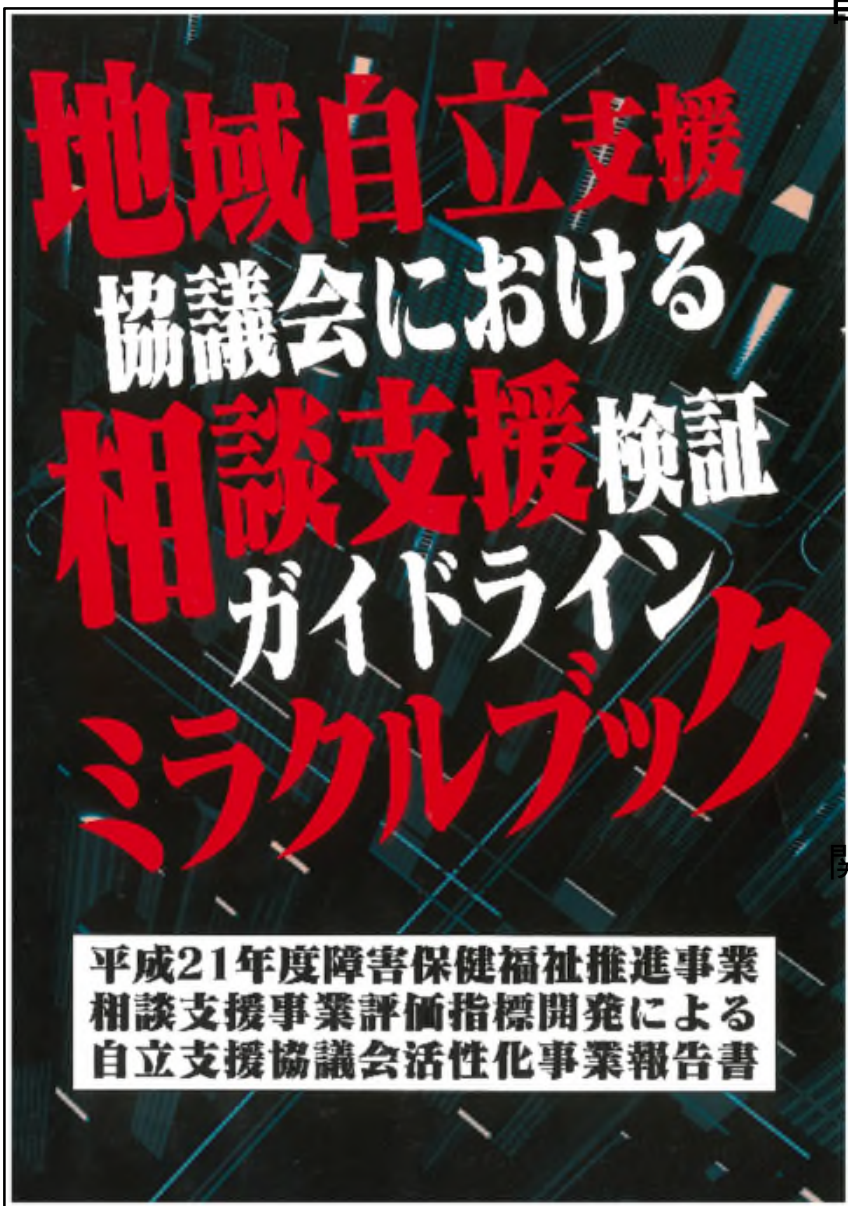
日野原雄二

相馬 大祐

斉藤 直子

矢野 晶子

菊本 圭一



「新しい相談支援事業の方向性をふまえた相談支援専門員および事業所育成のあり方に関する研究」研究報事業告書（推進事業H21年度）/日本相談支援専門員協会

平成 21 年度
厚生労働省障害者保健福祉推進事業

「新しい相談支援事業の方向性を ふまえた相談支援専門員および事 業所育成のあり方に関する研究」 研究事業報告書

特定非営利活動法人
日本相談支援専門員協会



目次

巻頭言 「協会の役割と研究事業について」	
第1章 「協会が考える相談支援マトリックス中間報告」	
マトリックスと協会版研修プログラムの提案	
相談支援振り返りシートの活用、企画運営の方法	
第2章 協会版ブラッシュアップモデル研修実施報告	
東日本研修「相談面接 インテークからアセスメント」	
西日本研修「個別支援計画」	
モデル研修会実施報告	
第3章 「研究委員からみた各都道府県の 相談支援事業の現状と研修のあり方」	
第4章 「相談支援振り返りシートWEB調査結果報告」	
第5章 「研究事業をとおして今後の研修のあり方について」	
参考資料「公開研究」から 相談支援事業の現状と運営のあり方・人材育成の必要性	

委員

門屋 充郎
福岡 寿
玉木 幸則
鈴木 智敦
中島 秀夫
大久保 薫
菊本 圭一
鈴木 康仁
中川 裕美子
松下 義雄
田畑 寿明
オブザーバー
高原 伸幸
高森 裕子
事務局
渡邊 俊太郎
菅沼 敏之
松井 悠香
赤澤 慶一

内容概略

- ・相談支援専門員や相談支援事業所のあり方について、人材育成をキャリアパス・マトリックスで提案。
- ・各都道府県の法定研修・任意研修等の工夫
- ・必要とされる研修のモデル研修を実施
- ・各自が業務を振り返るための振り返りシート
- ・今後の方向性を示唆

障害者ケアマネジメントのモニタリングおよびプログラム評価の方法論に関する研究（厚労科研H21年度） / 坂本 洋一

目次

総括研究報告

『障害者ケアマネジメントのモニタリング及びプログラム評価の方法論に関する研究』

（研究代表者：坂本 洋一）

分担研究報告

第1分担研究者報告

『障害者ケアマネジメントにおける三障害の異同に関する研究』

（伊藤 順一郎）

第2分担研究者報告

『精神科診療所における相談支援と相談支援事業所による相談支援の比較研究』

（野中 猛）

第3分担研究者報告

『障害者ケアマネジメント・フィリデティ尺度の内容の妥当性の検証』

（大島 巖）

第4分担研究者報告

『障害者ケアマネジメント・フィリデティ尺度とアウトカムに関する研究』

（吉田 光爾）

研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行物・別物

厚生労働科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

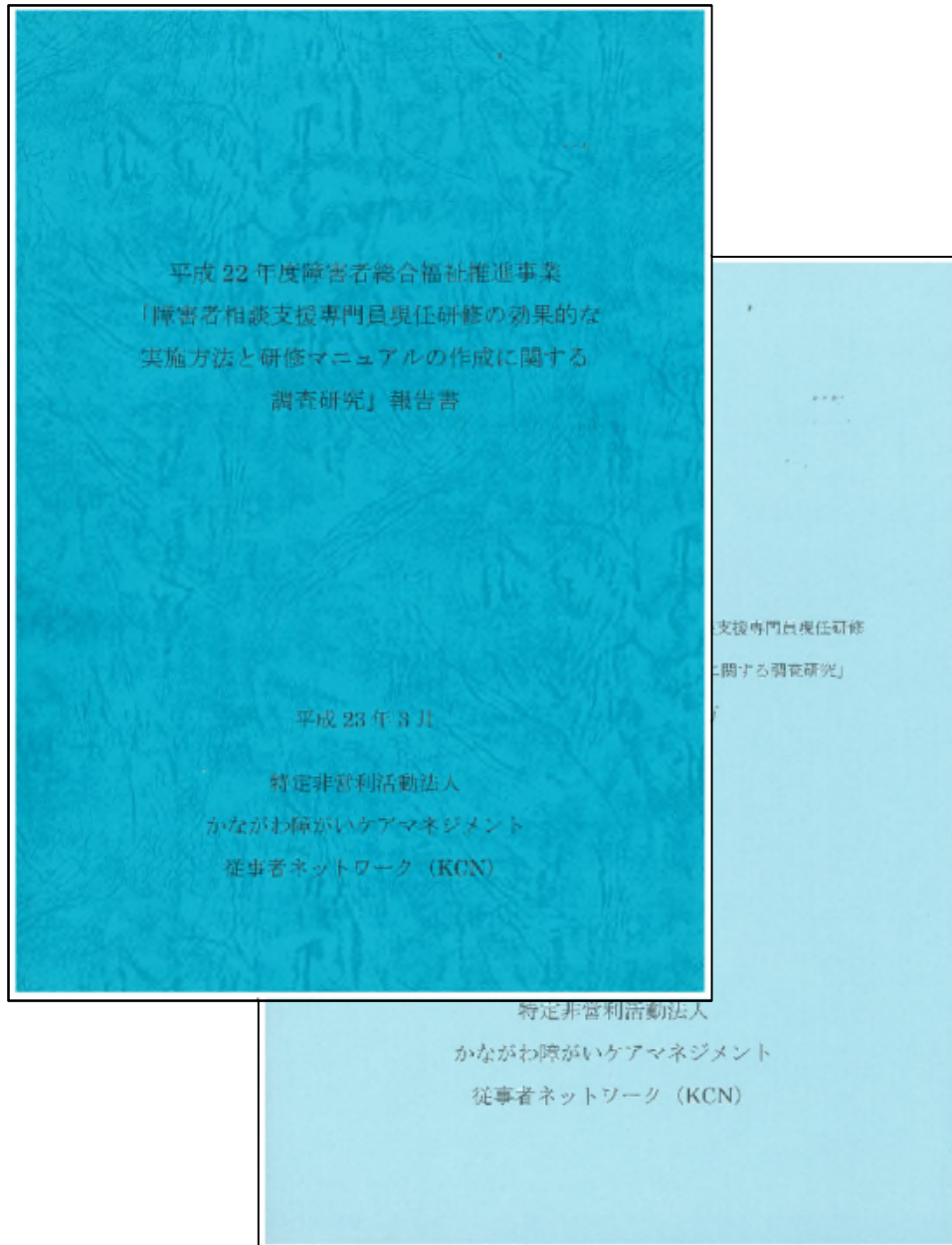
障害者ケアマネジメントのモニタリングおよび
プログラム評価の方法論に関する研究

平成21年度 総括・分担研究報告書

代表研究者 坂本 洋一

平成22（2010）年3月

障害者相談支援専門員現任研修の効果的な実施方法と研修マニュアルの作成に関する調査研究報告書（H22年度） / かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク



目次

はじめに

第1章 研究の概要

第2章 これまでの相談支援従事者研修事業に関する研究の整理

第3章 現任研修の標準カリキュラムの作成

第4章 専門研修の概要

第5章 まとめ

資料1:各講義資料

資料2:面接調査結果要約

調査研究員

参考文献

内容概略

・現任研修のあり方と専門コース別研修の提案

→現在の専門コース別標準カリキュラム

検討委員

後藤 浩一郎

中島 秀夫

生川 善雄

菱川 愛

調査研究担当者

青木 一男

岡西 博一

河原 雄一

菊本 圭一

志賀 信道

高谷 昇

富岡 貴生

中村 房代

久田 はづき

宮崎 勤

元西 忠

吉田 展章

戸田 美和子

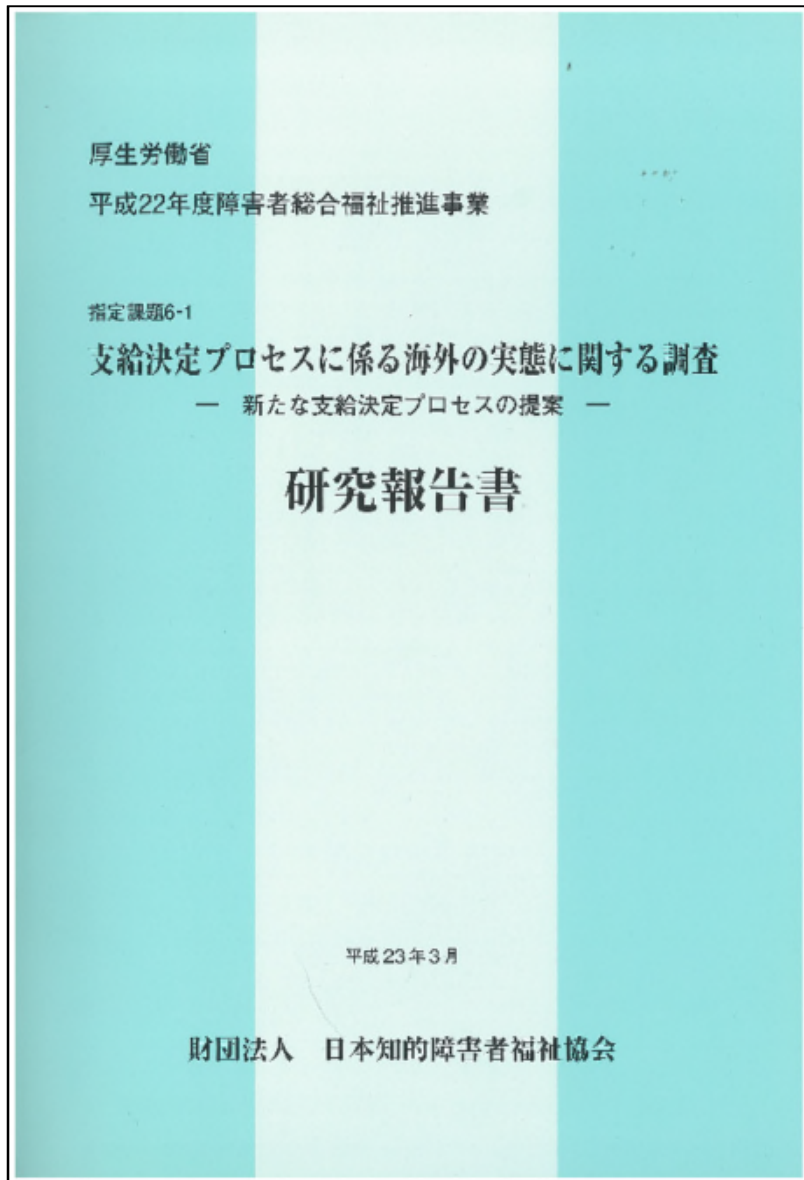
小林 喜代美

相馬 妙子

オブザーバー

遅塚 昭彦

支給決定プロセスに係る海外の実態に関する調査 - 新たな支給決定プロセスの提案 - (推進事業H22年度) / 日本知的障害者福祉協会



目次

はじめに	
研究体制	
研究要旨	
目次	
一 研究の背景	
1 障害に関する世界的動向とサービス支給決定プロセス	
2 日本における支給決定プロセスの歴史と経緯	
二 5カ国における障害者に対する支給決定プロセス	
1 5カ国の選択理由	
2 5カ国の支給決定プロセス	
三 5カ国及び日本の支給決定プロセスの比較	
1 障害者自立支援法における障害程度区分の問題の背景	
2 今後の一人ひとりの生活を良くするための支給決定プロセスの方向	
四 日本における新たな支給決定プロセス	
1 日本知的福祉協会における取り組み	
2 日本における新たな支給決定プロセスの提案	
五 今後の展望	
参考資料	
おわりに	

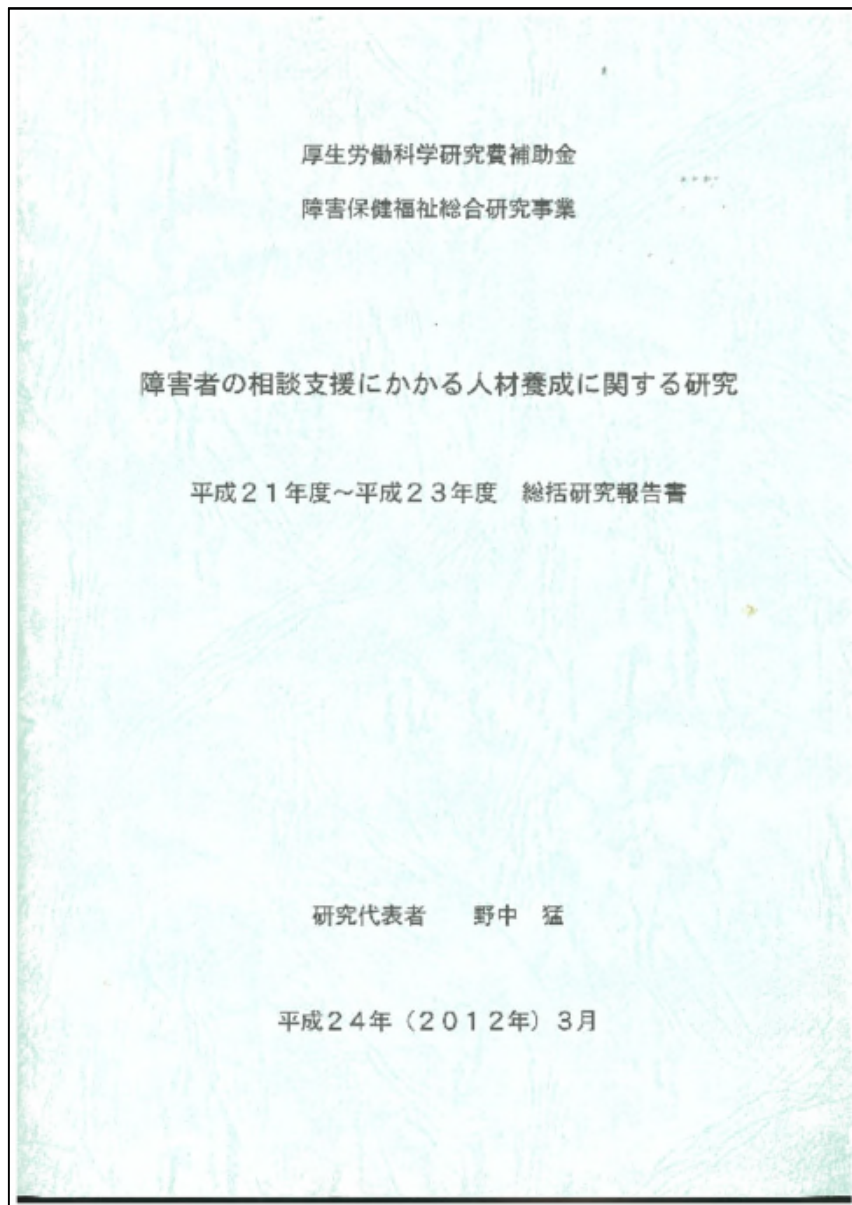
研究責任者

中原 強	
検討委員会	
大久保 常明	
佐々木 敏宏	
富岡 貴生	
星野 泰啓	
研究担当委員	
小川 善道(英国)	
光増 昌久(スウェーデン)	
河原 雄一(スウェーデン)	
雄谷 良成(ドイツ)	
菊地 達美(韓国)	
渡辺 観持(オーストラリア)	
新たな支給決定プロセス検討	
最上太一郎	
河原 雄一	
里美 吉英	
調査分析	
生川 善雄	
柴田 洋弥	
事務局	
今井 政之	
末吉 孝徳	
古屋 貴邦	
三浦 史子	

障害者の相談支援にかかる人材育成に関する研究（厚労科研H21～H23）

総括研究報告書 / 研究代表者 野中 猛

目次



研究代表者平成21年度～平成23年度総括研究報告
『障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究』
(野中 猛)

第1分担研究者報告
『相談支援従事者に必要な能力と研修実態を踏まえた新たな研修ス
キーム及び研修カリキュラムの提案』
(坂本 洋一)

第2分担研究者報告
『障害者ケアマネジメント従事者人材育成システムに関する研究』
(木全 和巳)

第3分担研究者報告
『研修効果の評価システムに関する研究』
(西尾 雅明)

研究成果の刊行物に関する一覧表

障害者の相談支援にかかる人材育成に関する研究（厚労科研H23年度） ／ 総括研究報告書 研究代表者：野中猛

目次

研究代表者平成21年度～平成23年度総括研究報告
『障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究』
(野中 猛)

第1分担研究者報告
『相談支援従事者に必要な能力と研修実態を踏まえた新たな研修スキーム及び研修カリキュラムの提案』
(坂本 洋一)

第2分担研究者報告
『障害者ケアマネジメント従事者人材育成システムに関する研究』
(木全 和巳)

第3分担研究者報告
『研修効果の評価システムに関する研究』
(西尾 雅明)

研究成果の刊行物に関する一覧表

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究

平成23年度 総括研究報告書

研究代表者 野中 猛

平成24年（2012年）3月

サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究報告書（H23年度） ／日本相談支援専門員協会

目次

第1章 研究事業の概要・実施経過

事業の目的
事業内容及び手法
成果物の公表

第2章 総論 ～サービス等利用計画とはなにか～

サービス等利用計画の成立
サービス等利用計画の必要性
サービス等利用計画の備えるべき特徴
サービス等利用計画作成のポイント
サービス等利用計画と個別支援計画等との関連性
サービス等利用計画と自立支援協議会
今後の課題

第3章 「サービス等利用計画」の様式と記入の留意点

様式作成の考え方と具体的な活用イメージ
様式の具体的な内容と記入上の留意点

第4章 「サービス等利用計画」様式の記入事例

～

第5章 市町村サービス等利用計画点検支援マニュアル

基本的な考え方
サービス等利用計画点検支援の実際

第6章 「サービス等利用計画の実態把握調査」結果

調査の概要、市区町村調査 集計結果
指定相談支援事業所調査(事業所概要)集計結果
指定相談支援事業所調査(サービス利用計画作成費の利用者の概況)
集計結果

参考資料

委員

大黒 幸子
大塚 晃
小野寺 拓
鈴木 隆
高森 裕子
門屋 充郎
福岡 寿
玉木 幸則
鈴木 智敦
中島 秀夫
田畑 寿明
オブザーバー
遅塚 昭彦
事務局
福山 良則
浦田 等流
渡邊 俊太郎
松井 悠香
高田 和
齋藤 紗里

平成 23 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」報告書

平成 24 年 3 月



内容概略

- サービス等利用計画が全国で標準化されるよう留意点等を提示。
- サービス等利用計画の位置づけや必要性について再度検討
- 相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するときのポイントを明らかにする。
- 計画の提出を受けた市町村が、計画の内容を判断する方法を明らかにする。

相談支援専門員連携・育成強化のためのインターンシップ（実践研修OJT）事業（WAMH23年度）／埼玉県相談支援専門員協会



目次

事業の概要

- 事業の目的
- 実行委員名簿
- 実行委員会の開催

実務研修OJT報告

- 北海道地域ケアマネジメントネットワーク
- 長野県相談支援専門員協会
- 石川県相談支援専門員協会
- かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
- 愛知県相談支援専門員協会
- おきなわ障がい相談支援ネットワーク
- 埼玉県障害者相談支援専門員協会

事業実施報告会報告書

おわりに

委員

- 大久保 薫
- 高橋 沙織
- 片桐 政勝
- 鈴木 雅人
- 能勢 三寛
- 岡安 勤
- 吉田 展章
- 相馬 妙子
- 鈴木 康仁
- 鈴木 巳浦
- 津波古 悟
- 安村 勤
- 望月 ミツエ
- 山路 久彦
- 相馬 大祐
- 矢野 晶子
- 西村 千寛
- 山口 千峰
- 山内 智史
- 菊本 圭一
- 丹羽 彩文

内容概略

・相談支援専門員の連携・質の向上のための、インターンシップ事業の実施と報告

障害者のQOL評価に基づくケアマネジメント手法開発研究（厚労科研H24年度） / 研究代表：白澤政和、分担研究者：小澤温

目次

平成24年度
厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業
(身体・知的等障害分野)

障害者のQOL評価に基づく
ケアマネジメント手法開発の研究
(H23-身体・知的一般-006)
研究代表者：白澤政和（桜美林大学大学院）
分担研究者：小澤温（筑波大学大学院）
研究調査報告書
(2013年3月)

はじめに

調査概要

調査結果

1. 相談支援専門員

- (1) 相談支援専門員について
- (2) 調査対象となる利用者について
- (3) 相談支援事業利用開始時と現在との利用者の状態について
- (4) 相談支援事業利用開始時と現在との利用者の状態について
- (5) 対象利用者の状態像の変化
- (6) 対象者利用者が大切にしていると思われる項目
- (7) 利用者の在宅生活の状況は利用者の評価と一致しているか
- (8)～(19)略
- (20) 相談支援専門員調査まとめ

2. 利用者調査

- (1) 回答者について
- (2) 利用者について
- (3) 満足度
- (4) 現在の状況
- (5) 現在の状況
- (6) 利用者調査まとめ

考察

おわりに

代表研究者

白澤 政和

分担研究者

小澤 温

研究協力者

森地 徹

與那嶺 司

橋本 卓也

樽井 康彦

富岡 貴生

岡西 博一

中村 房代

村上 祐子

ソーシャルワークの評価方法と評価マニュアル作成に関する研究第三報（H24日本学術振興会科学研究補助金） / 研究代表：白澤政和

平成 24 年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(A)) 研究報告書

ソーシャルワークの評価方法と 評価マニュアル作成に関する研究

第三報

2013 年 3 月

研究代表者 白澤 政和
桜美林大学大学院老年学研究科

目次

はじめに

障害分野

障害分野におけるソーシャルワーク実践の構成要素に関する研究: ソーシャルワーク実践の評価指針の検討

児童(学校)分野

スクールソーシャルワーカー配置プログラムに関する研究

患者領域

退院支援業務におけるソーシャルワークの評価方法とマニュアル作成に関する研究

研究体制一覧

代表研究者

白澤 政和

障害領域

小澤 温

清水 由香

與那嶺 司

橋本 卓也

樽井 康彦

富岡 貴生

岡西 博一

中村 房代

児童(学校)領域

山野 則子

木崎 恵理子

駒田 安紀

酒井 滋子

周坊 健一

中里 昌子

森戸 和弥

横井 葉子

患者領域

山口 麻衣

高山 恵理子

小山 眞智子

高瀬 幸子

相談支援に係る業務実態調査報告書 (推進事業H25) / 日本相談支援専門員協会

目次

相談支援に係る業務実態調査について

調査概要

アンケート調査結果

1. 事業所、機関、団体業務実施状況調査結果
2. 相談支援専門員 個人業務実施状況調査結果
3. 個別事例【計画相談】に関する調査結果
4. 個別事例【地域移行支援】に関する調査結果
5. 個別事例【地域定着支援】に関する調査結果
6. アンケート調査結果まとめ

ヒアリング調査結果

1. 個別調査結果
2. ヒアリング調査結果まとめ

まとめと考察

1. 人材養成や資質向上に関する考察
2. 計画相談に関する考察
3. 地域移行支援に関する考察
4. 地域定着支援に関する考察
5. 相談支援の課題と展望～まとめ～
6. 今後の相談支援に関する具体的提言

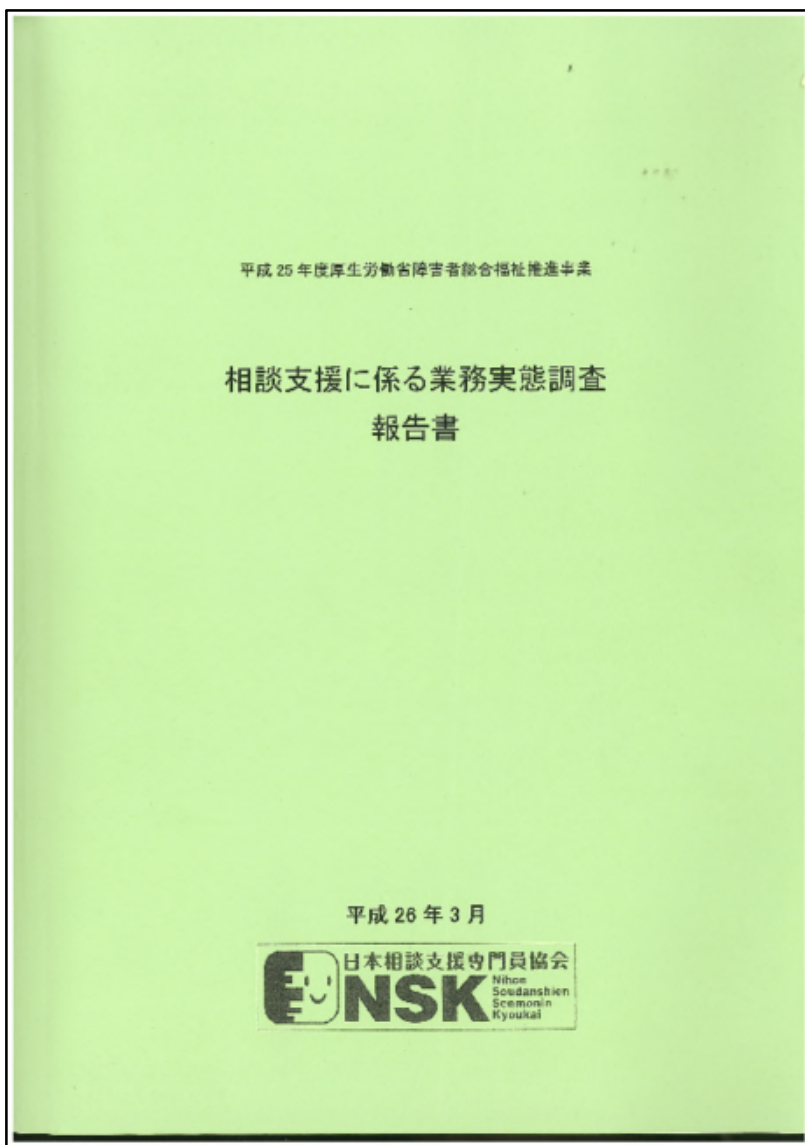
資料

検討委員

大塚 晃
隅河内 司
高橋 賢悟
小野 尚志
山下 浩司
岩上 洋一
藤川 雄一
玉木 幸則
田畑 寿明
鈴木 康仁
遅塚 昭彦

調査作業担当

菊本 圭一
吉田 展章
中川 裕美子
松下 義雄
富岡 貴生
高谷 昇
野崎 陽弘
矢野 晶子
滝沢 歩
小林 尚美



基幹相談支援センターの実態と在り方に関する調査研究報告書 (推進事業H25) / 長野県相談支援専門員協会

目次

第1章 基幹相談支援センター実態調査概要
第2章 基幹相談支援センター・アンケート調査
第1節 アンケート調査
第2節 結果
第3節 分析と考察
第3章 基幹相談支援センター実態調査と 相談支援体制セルフチェック資料
第1節 カバーエリア人口100万人以上の基幹相談支援センター
第2節 カバーエリア人口50万人以上100万人未満の...
第3節 カバーエリア人口30万人以上50万人未満の...
第4節 カバーエリア人口15万人以上30万人未満の...
第5節 カバーエリア15万人未満の基幹相談支援センター
第4章 基幹相談支援センターの在り方
第1節 総合的・専門的な相談支援
第2節 地域の相談支援体制の強化と取り組み
第3節 地域移行・地域定着の促進の取り組み
第4節 権利擁護・虐待防止
第5節 基幹相談支援センター体制整備に向けて
第5章 総称【今後の相談支援体制整備に関する提言】
第6章 資料

検討委員

本名 靖
高森 裕子
清水 剛一
小野寺 拓
菊本 圭一
吉田 展章
齋藤 栄樹
大口 和江
片桐 政勝
橋詰 正
オブザーバー
遅塚 昭彦

調査作業担当

久田 はづき
中村 房代
相馬 美幸
山川 ひかり
森泉 綾
伊藤 文彬
事務局
鈴木 雅人
左納 あづさ

厚生労働省

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業

【基幹相談支援センターの実態と 在り方に関する調査研究】報告書



平成 26 年 3 月

【N@SA】長野県相談支援専門員協会

相談支援ガイドライン：「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方法のあり方検討事業」報告書（推進事業H22） / 日本相談支援専門員協会



目次

第1章 事業要旨

第2章 事業目的

第3章 事業の実施内容

検討委員会の呼応性・運営
相談支援ガイドラインの作成

第4章 調査等の結果

成果物1：相談支援ガイドライン
はじめに

総論1～相談支援とはなにか～

各論～相談支援事業の内容、具体的な実施方法～
具体的事例から学ぶ相談支援業務

第5章 分析・考察

第6章 検討委員会等の実施状況

第7章 成果の公表実績計画

検討委員

大塚 晃
北野 誠一
清水 剛一
鈴木 隆
高森 裕子

日本相談支援専門協会

門屋 充郎
福岡 寿
玉木 幸則
鈴木 智敦
中島 秀夫
大久保 薫
菊本 圭一
吉田 展章
鈴木 康仁
中川 裕美子

松下 義雄
田畑 寿明

オブザーバー

遅塚 昭彦
高原 伸幸

事務局

渡邊 俊太郎
菅沼 敏之
松井 悠香
赤澤 慶一

サービス等利用計画作成サポートブック：「サービス等利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」報告書（推進事業H23） / 日本相談支援専門員協会



目次

第1章 総論～サービス等利用計画とは何か～

第2章 「サービス等利用計画」の様式と記入上の留意点

第3章 「サービス等利用計画」様式の記入事例

第4章 市町村サービス等利用計画点検支援マニュアル

第5章 参考資料

検討委員

大黒 幸子

大塚 晃

小野寺 拓

鈴木 隆

高森 裕子

門屋 充郎

福岡 寿

玉木 幸則

鈴木 智敦

中島 秀夫

田畑 寿明

研究協力者

吉田 展章

オブザーバー

遅塚 昭彦

事務局

福山 良則

浦田 等流

渡邊 俊太郎

松井 悠香

高田 和

齋藤 紗里

サービス等利用計画評価サポートブック：「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究」報告書（推進事業H24） / 日本相談支援専門員協会



目次

第1章 総論～サービス等利用計画の評価とは～

福祉サービスの評価とは

サービス等利用計画の評価とは

サービス等利用計画の評価の実際

サービス等利用計画の評価の仕組みの構築

今後の課題

第2章 サービス等利用計画の評価基準(評価チェックシートの内容)

第3章 評価チェックシートの活用事例

～ 事例

検討委員

大塚 晃

小野寺 拓

門屋 充郎

高森 裕子

武市 幸子

田畑 寿明

中島 秀夫

橋詰 正

松下 義雄

山下 浩司

オブザーバー

遅塚 昭彦

調査事業担当

鈴木 智敦

玉木 幸則

福岡 寿

渡邊 俊太郎

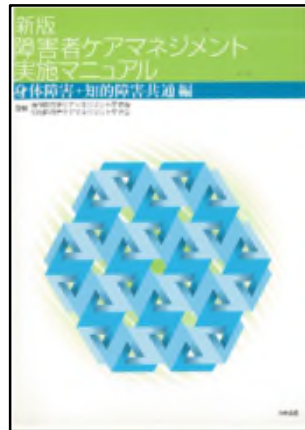
事務局

齋藤 紗里

相談支援専門員（障害者ケアマネジメント）等 テキスト、マニュアル類



障害者ケアマネジメント実施マニュアル(身体障害編) 2000.9.1中央法規



新版障害者ケアマネジメント実施マニュアル(身体・知的障害編) 2002.9.1中央法規



障害者ケアマネジャー養成テキスト(知的障害編) 2000.12.5中央法規



第3版障害者ケアマネジャー養成テキスト(知的障害編) 2003.9.10中央法規



精神障害者ケアマネジメントの進め方1999.9.10精神障害者社会復帰促進センター



改訂版精神障害者ケアマネジメントの進め方2001.10.15精神障害者社会復帰促進センター



障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 2006.11.25中央法規

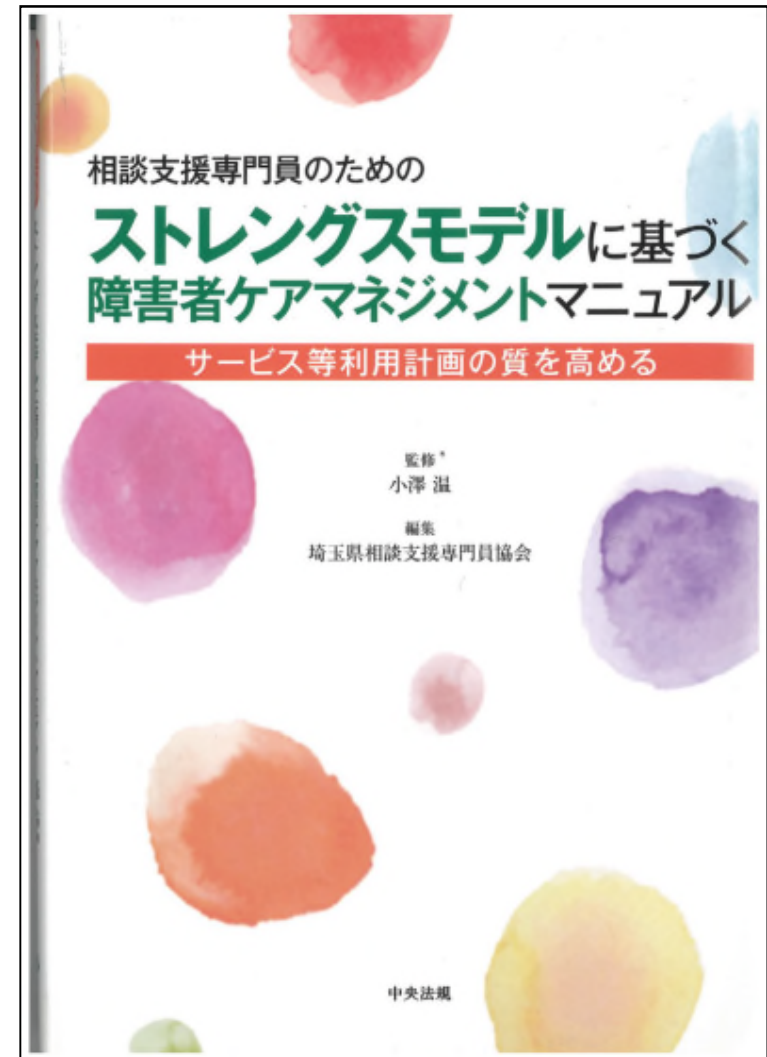
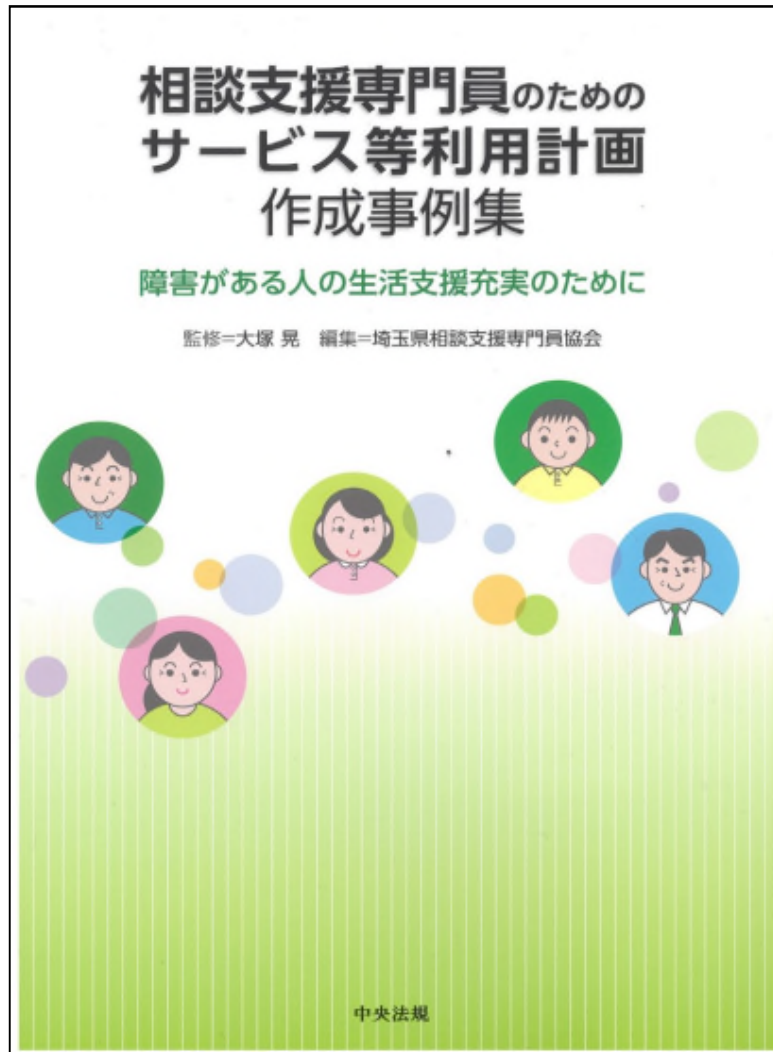


改訂版障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 2007.9.30中央法規



改訂版障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 2013.12.1中央法規

相談支援専門員（障害者ケアマネジメント）等 テキスト、マニュアル類



各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

(平成27年3月16日各都道府県 指定都市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

各支援機関の連携による
障害者就労支援マニュアル

障害者の「働く」を支える体制づくり

就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

(平成27年4月22日各都道府県 指定都市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

就労移行支援事業所による
就労アセスメント実施マニュアル

在宅重症心身障害児者支援者育成 研修テキスト

平成 27 年 3 月

平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会

在宅重症心身障害児者支援者育成研修プログラム

科目名	時間数	内 容	
I 講義	6		
1 重症心身障害児者の基本的理解	2.5	①重症心身障害とは	- 本研修の対象となる重症心身障害児者とは - 重症心身障害の定義 - 重症心身障害児者支援の歴史的な流れ - 重症心身障害児者の生活の理解 - 重症心身障害児者の家族支援 - 重症心身障害児者へのサービス管理
		②重症心身障害と医療	- 重症心身障害医療とは - 各疾患の特徴 - てんかんについて
2 重症心身障害に関する制度及び支援方法の基礎的な知識	3.5	①重症心身障害と制度	- 障害者総合支援サービス体系 (例) 療養介護・生活介護・重度訪問介護・重症包括支援・短期入所・児童発達支援等
		②日常生活等における支援	- 合併障害の相互関連と理解 - 呼吸の障害 - 嚥下の障害、経管栄養 - 上部消化器障害－胃食道逆流症、逆流性食道炎 - それぞれのライフサイクルでの医療面の問題の変化と支援の課題
		③支援の基本的な枠組み	- 支援の基本的な枠組み - 家族の思いとともに育つ支援 - 重症児者の生活支援 - 支援の基本的なプロセス
		④実地報告	- 在宅医療の役割 - 訪問看護の仕組み - N I C U 等からの移行支援 - 地域の現状と課題
II 演習	6		
1 重症心身障害児者のニーズのアセスメントと支援計画	3	支援のプロセスとその管理	- ニーズの把握方法 - ニーズから支援計画へ - 支援の評価とは
2 地域の支援体制を構築する	3	連携による支援体制との構築	- 地域における重症心身障害児者支援体制の構築方法と評価
合 計	12		

強度行動障害支援者養成研修 [基礎研修・実践研修] テキスト

行動障害のある人の「暮らし」を支える

監修 | 特定非営利活動法人
全国地域生活支援ネットワーク

編集 | 牛谷正人・片桐公彦・
肥後祥治・福島龍三郎

中央法規

目次

- 第1章 プロローグ
強度行動障害のあるひとについての基本的な理解
- 第2章 私たちのことを知って欲しい
強度行動障害に関する障害について
- 第3章 ボクらと世界のつながり方
環境を整えることの大切さ
- 第4章 知ることから始めよう
根拠を持って支援する
- 第5章 私たちの行動のわけ
行動の生じる理由と対応を知る
- 第6章 みんなでやろうよ
支援のプロセスとチームプレイの大切さ
- 第7章 医療と一緒に
福祉と医療の連携
- 第8章 支える仕組み
制度理解のヒント
- 第9章 そのとき、あなたは どうしますか
障害者虐待、身体拘束、行動制限の防止は
支援の向上から
- 第10章 ひとりで悩まないで
支援者ケアの大切さ
- 第11章 豊かな世界
行動障害のある人のもつ可能性
- 第12章 行動障害のある人の暮らしを支えるために

- 新カリキュラムによる、初任・現任・主任のテキスト
発刊
- サビ児管のテキスト
- 科研・推進事業の報告書等々

最近のものは、わたしの手元には一部しかないので
、方法は……。

自都道府県 / 市町村の現状と関係者との検討・協働


研修事業や相談支援体制整備への取り組み、
虐待防止、地域生活支援拠点、医療的ケア児等々……実施事項が増えています。

都道府県予算もシーリングがかかる中で、厳しい状況が続きますが、地域の障害児者にとっては、ようやく地域でのふつうの生活が見えてきた所です。
そういう意味で、まだまだ、地域課題も多く、これからの取り組みが重要です。

自治体職員だけでも、現場職員だけでも上手くいきません。対峙するのではなく、相手のせいにするのでもなく、どうしたら少しでも前に進めるかを、一緒に考え、継続的に推進・促進できるようにお願いします。

上手く進められている自治体、地域もあるとすれば、その取り組みを自自治体に取り入れるためにどうしたらいいか、ヒントを活かしマネをすることも大切です。

みなさんの、お力がなければ進まないと思っています。



お疲れ様でした。

この後の、講義や発表等をお聞きいただき、是非、自都道府県のさらなる取り組みへのヒントや一助になればと思います。